

第4節 中小企業庁	507
中小企業の動向	507
1. 2004年度の我が国経済	507
2. 中小企業の景況感の動き	507
3. 中小企業の生産・出荷動向	508
4. 中小企業の設備投資動向	509
5. 中小企業の経営動向	510
6. 中小企業の雇用動向	512
7. 中小企業の倒産動向	512
8. 地域別の中小企業の景況～自然災害が多かった1年 中小企業への影響～	513
2004年度において講じた中小企業施策	515
1. 中小企業金融の円滑化・多様化	516
1. 1. 担保や保証人に依存しない融資の拡大	516
1. 2. 中小企業金融セーフティネットの充実	516
2. 中小企業の再生支援	517
2. 1. 「産業活力再生特別措置法」に基づく中小企業の再生支援の推進	517
2. 2. 中小企業の再生資金の円滑化	518
2. 3. 経営進路形成支援	519
2. 4. 後継者確保・M&Aマッチング支援	519
3. 創業・新事業展開・経営革新への支援	519
3. 1. 中小企業の新事業展開への多面的な支援	519
3. 2. 創業・新事業展開・経営革新への資金面からの支援	519
3. 3. 創業・新事業展開・経営革新への人材面からの支援	519
3. 4. 市場開拓のための支援	520
3. 5. 創業・経営革新への法的支援	521
3. 6. 中小企業のIT化の支援	521
3. 7. 起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）の整備	522
3. 8. 地域産業集積・地場産業への支援	522
4. 中小企業の支援体制の整備	523
4. 1. 中小企業支援センター等による経営支援	523
4. 2. 中小企業大学校による人材育成支援	523
4. 3. 中小企業基盤整備機構による施策の一体的実施	524
5. 中小商業対策	524
5. 1. 中小小売商業対策	524
5. 2. 中小企業物流効率化対策	525
6. 技術開発の促進	525
6. 1. 技術革新の促進	526
6. 2. 産学官の連携の促進	527
7. 小規模企業支援対策の推進	527
7. 1. 小規模企業支援事業の充実	528

7. 2. 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度	529
7. 3. 小規模企業共済事業.....	529
7. 4. 小規模企業設備資金制度.....	529
8. 中小企業連携組織対策.....	529
9. 下請中小企業対策・官公需施策等の推進	529
9. 1. 下請中小企業対策	529
9. 2. 官公需確保対策等の推進.....	530
10. 中小企業経営安定対策	531
10. 1. 中小企業の災害対策	531
10. 2. 中小企業の経営安定の支援	531
10. 3. 中小企業の企業年金対策.....	531
11. 中小企業税制.....	531
11. 1. 中小企業関連税制.....	531
11. 2. 消費税中小企業者特例見直し対応円滑化対策	532
12. 中小企業国際化対策.....	532
13. 雇用・福祉対策の推進	532
13. 1. 労働対策の推進	532
13. 2. 福祉事業の推進	533
14. 特別対策.....	534
14. 1. 業種別特別対策	534
14. 2. エネルギー・環境問題への対応	539
14. 3. 人権啓発の推進	540
14. 4. 沖縄の中小企業対策	540
15. 調査・広報の推進	540
15. 1. 調査	540
15. 2. 施策の広報	540

第4節 中小企業庁

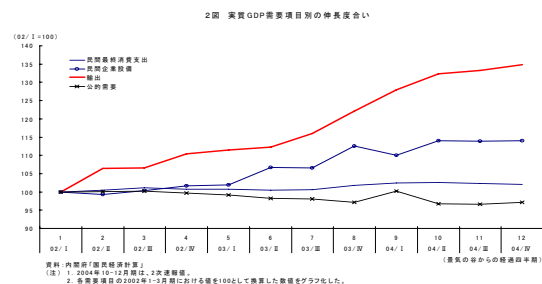
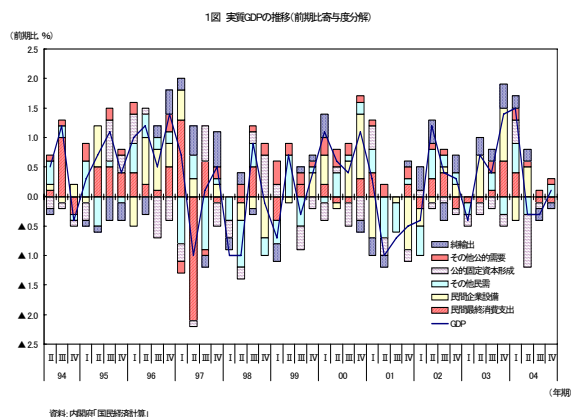
中小企業の動向

1. 2004年度の我が国経済

2004年度の我が国経済は、前半においては、輸出増加を起点とした企業収益の改善が設備投資の増加に波及するという好循環の流れを引き継いで、企業部門を中心とした着実な回復が見られており、この影響が消費マインドの改善をもたらすなど家計部門にも徐々に波及しつつあった。しかしながら、海外経済の減速による輸出増勢の鈍化、IT・デジタル関連分野における生産調整、相次ぐ台風上陸や地震など自然災害の発生等の影響から、後半にかけては、景気の回復度合いが緩やかになった。

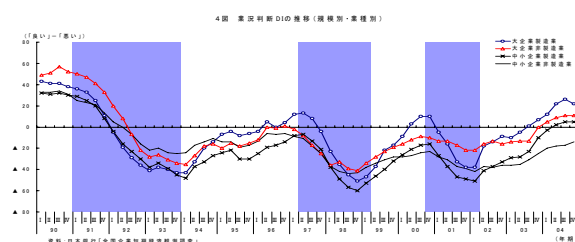
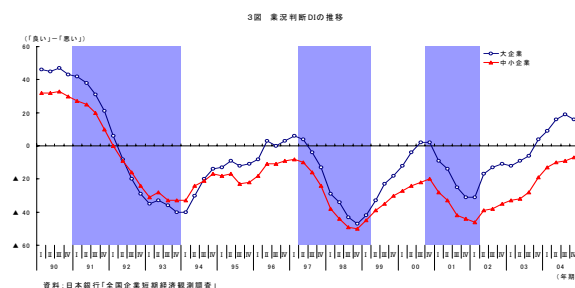
こうした我が国経済の動きを、実質GDPの動向を1図、2図に示す。2図で確認できるとおり、我が国経済は、2002年1-3月期を景気の谷として、輸出増と企業収益改善による設備投資増に牽引され、回復局面にあるが、足下では、輸出や設備投資の増勢にはやや鈍化が見られている。また、実質GDPの推移を需要項目別に寄与度分解した図1で見ると、純輸出及び設備投資については、2003年10-12月期をピークとして徐々にプラス寄与度を縮小しており、特に、純輸出は2004年7-9月期以降マイナス寄与に転じている。

このように、2002年初頭からの回復局面で景気を牽引してきた輸出や設備投資に足下で一服感が出てきたことから、実質GDPは、2004年4-6月期以降、前期比で弱い動きを示している。



2. 中小企業の景況感の動き

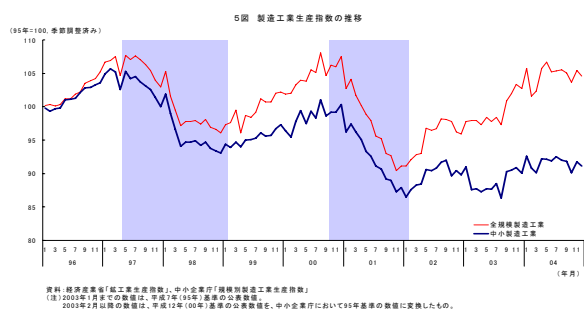
中小企業の景況感に関しては、2004年前半までは、日本経済全体の回復の動きが中小企業にも徐々に波及し、製造業を中心に緩やかな回復傾向を示していた。しかし、2004年後半以降は、輸出増勢の鈍化、自然災害の発生等を背景に、中小企業の景況感の回復は、やや緩慢になりつつある(3図、4図)。こうした中、企業規模、業種や地方によっては十分な回復に至っていないものも多分に見られるなど、2002年初頭からの回復過程は、景況感格差のある中での回復といった様相を示していた。



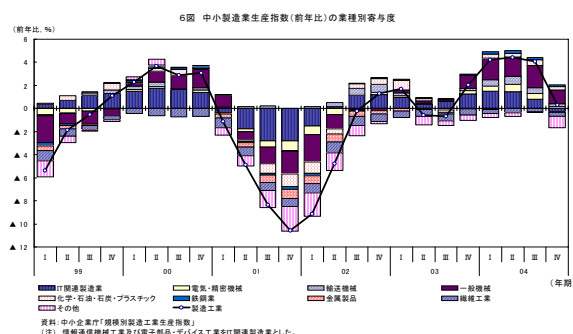
中小企業と大企業との景況感格差の背景には、景気回復が輸出主導型であり、大企業と比較して輸出比率の低い中小企業が恩恵を被りにくいという要因のほか、中小企業と大企業との間に収益力格差が存在することにも起因すると考えられる。

3. 中小企業の生産・出荷動向

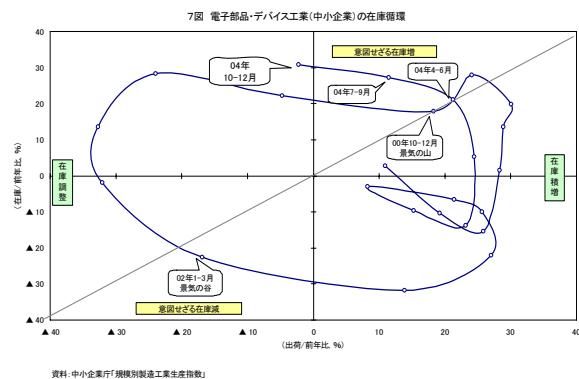
中小企業の生産動向についてみると、2004 年度当初は、日本経済全体の回復基調に歩調を合わせ、緩やかな回復傾向を示していたものの、中小企業の生産の回復力は大企業と比較すると弱いものとどまった。大企業、中小企業も含んだ全規模の製造工業生産指数が、前回ピーク（2000 年 12 月）に近い水準にまで回復したのに対し、中小企業の製造工業生産指数は前回ピークにはるかに及ばない水準で推移した。こうした中、足下での生産動向は一進一退を繰り返し、2004 年の年央の水準をやや下回って推移している（5 図）。



ここで、中小企業の製造工業生産指数の伸び率(前年比)を寄与度分解してみる(6 図)と、輸出増に支えられた2002 年初頭からの景気回復局面の中で、プラスに大きく貢献してきた電子部品・デバイス工業及び情報通信機械工業(6 図中では便宜的に「IT 関連製造業」と表示)が、2004 年10-12 月期には、2002 年1-3 月期以来11 四半期振りにマイナス寄与に転じている。



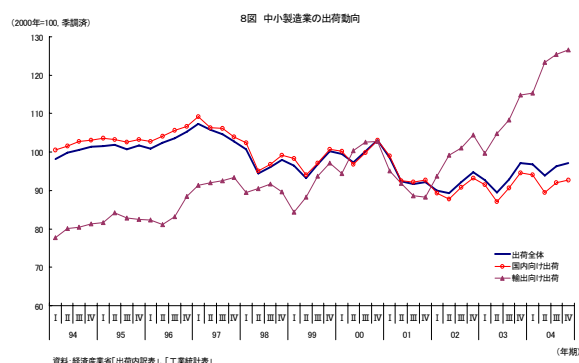
また、電子部品・デバイス工業の在庫循環図(7 図)を見ると、出荷が減少する中で在庫水準が上昇する在庫調整局面に入っており、生産調整圧力が存在している。

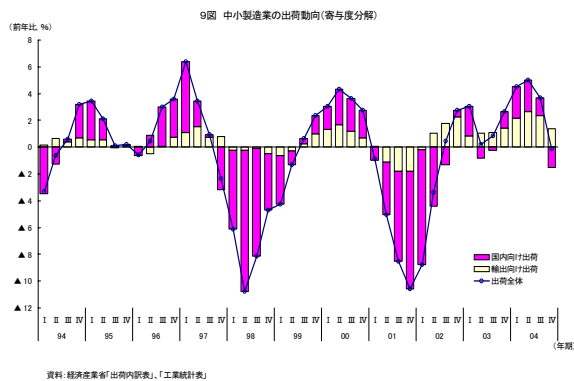


このように、生産増の牽引役の一つであった電子部品・デバイス工業等のハイテク部門が、需要減を背景に在庫調整の必要に迫られたことが、足下の中小企業の生産動向に影響を与えている。一方、中小企業の設備投資に堅調な動きが見られることを反映して、一般機械工業は生産にプラスに寄与しているが、2004 年10-12 月期はプラス寄与度がやや縮小している。また、輸送機械工業も、販売数量の伸び悩みを背景に 2004 年4-6 月期以降はプラス寄与度を縮小しており、電子部品・デバイス工業等のハイテク部門以外でもやや弱い動きが見られている。

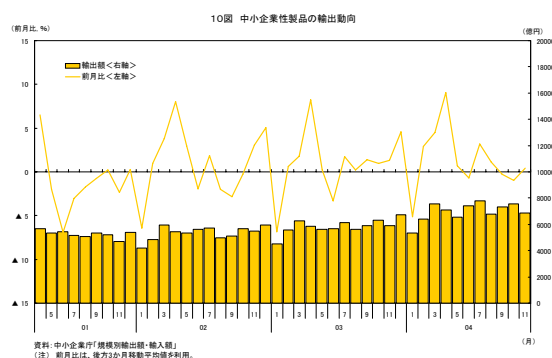
次に、中小製造業の出荷動向を国内向けと輸出向けに分けて見ると、国内向け出荷が長期的に見て弱含み地合いで推移する一方、輸出向け出荷は、2002 年初頭から堅調に上昇基調をたどっている。

ただし、中小製造業の出荷に対する輸出向け出荷の寄与度は、2004 年4-6 月期をピークとして徐々にプラス寄与度を縮小している(8 図、9 図)。





こうした動きは、足下で輸出額に伸び悩みが見られていることと整合的である。なお、中小企業の輸出動向を見ると、中小企業性製品の輸出額は、輸出主導の回復局面であることを反映して、2004 年央までは増加基調で推移していたが、それ以降は伸び率にやや鈍化の動きが見られている。また、ここ数年の中小企業性製品の輸出先別シェアの推移を見ると、米国向け輸出のシェアが年々低下する一方、中国向け輸出のシェアは着実に上昇している（10 図、11 図）。



11図 中小企業性製品の輸出先別シェアの推移

	2000年	2001年	2002年	2003年
アジア	59.2	58.7	61.8	65.8
中華人民共和国	11.8	14.8	17.0	19.4
北米	22.0	21.3	20.2	17.0
アメリカ合衆国	21.1	20.4	19.3	16.2
欧州	11.9	11.8	10.6	10.4
その他	6.9	8.1	7.4	6.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: 中小企業庁「規模別輸出額・輸入額」

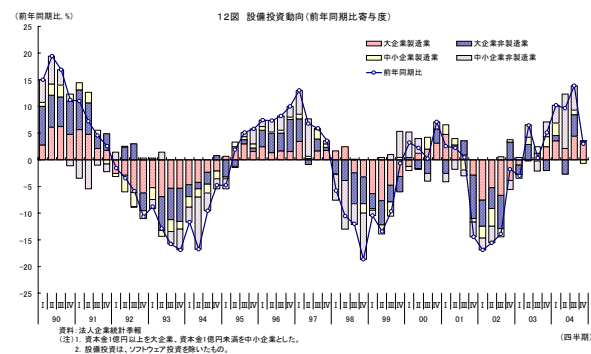
4. 中小企業の設備投資動向

輸出回復を契機に 2002 年初頭に我が国景気が底入れする中、企業収益回復を背景に、設備投資は回復傾向をたどり、足下まで比較的堅調に推移している。こうした中で、中小企業の設備投資がどのように推移しているかを

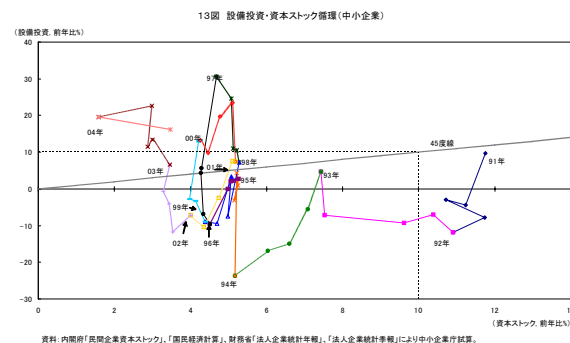
に見てみる。

12 図は、財務省「法人企業統計季報」で設備投資額の前年同期比を業種別・企業規模別に寄与度分解したものである。

設備投資全体が 2002 年から徐々に回復し、2003 年以降は回復度合いを強めながら堅調推移を継続する中、2004 年中は、大企業のみならず、中小製造業や中小非製造業も設備投資増に寄与していることが分かる。

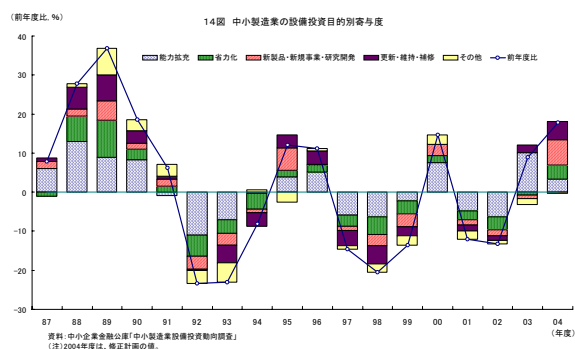


中小企業の設備投資動向を、資本ストック循環図上で見てみると、2003 年以降は、バブル崩壊以降長期にわたり継続したストック調整過程（図中の曲線が 45 度線の下方を推移する状態）を脱し、中小企業の設備投資が堅調な推移を示していることが確認できる（13 図）。



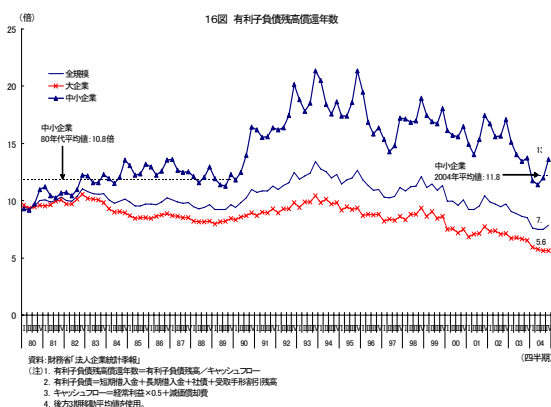
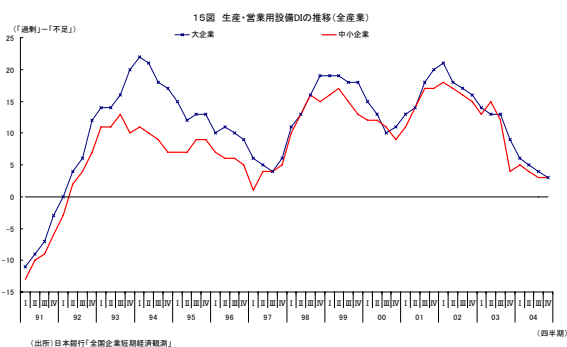
次に、中小企業の設備投資動向を投資目的別に見てみる。

14 図は、中小企業製造業の設備投資の目的別寄与度を示したものである。バブル崩壊以降、長期間にわたって企業の設備投資抑制姿勢が継続した結果、設備の老朽化が進んでいるものと見られ、こうした老朽化施設の更新・維持・補修投資が増加していること、また、能力拡充投資や新製品・新規事業・研究開発投資のような積極的な設備投資が増えてきていることが、最近の設備投資増に寄与していると言えよう。

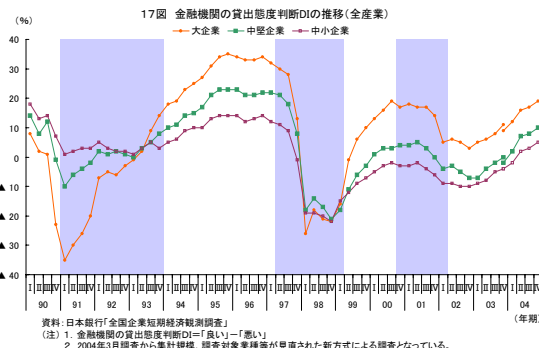


このような設備投資の堅調推移の背景には、景気回復という循環要因以外に、バブル崩壊以降に設備投資を下押ししてきた構造要因が取り除かれつつあることが寄与しているものと考えられる。すなわち、[1] 企業の財務体質の改善と投資効率の上昇、[2] 企業の期待成長率の改善、[3] 金融仲介機能の回復といった変化が、設備投資堅調を支えている。

バブル崩壊後の資産価格下落に伴う企業のバランスシート毀損は、企業に投資の抑制と債務の返済という行動を通じて過剰設備・過剰債務圧縮の取組を企業に強いることとなり、設備投資の抑制要因となっていたが、足下では、企業の設備過剰感は払拭され、有利子負債残高償還年数の改善に見られるとおり過剰債務は大幅に削減されている（15、16 図）。有利子負債残高償還年数については、中小企業においても 1980 年代後半の平均近辺にまで低下しつつあり、企業の財務体質改善は大きく進展していると言えよう。



また、中小企業にとっては、銀行借入が主要な資金調達手段であるため、設備投資を行うに際しても、その裏づけとなる資金調達の成否を握る銀行の貸出態度が大きく影響する。17 図は、日本銀行による「全国企業短期経済観測調査」の金融機関の貸出態度判断 D I の推移を見たものであるが、2004 年 12 月調査時点において、中小企業向け貸出を含めて D I は、1997 年央からの金融システム不安前の水準に近づきつつあるため、足下では金融仲介機能の低下による設備投資の下押し効果は弱まっていると言えよう。

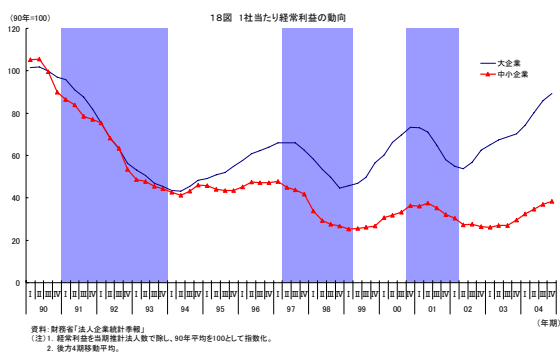


以上のとおり、バブル崩壊以降の長期間にわたり企業の設備投資を制約してきたいくつかの要因が、足下では払拭されつつある。今後、我が国が持続的な経済成長を達成するためにも、設備投資が堅調に推移することが期待される。

5. 中小企業の経営動向

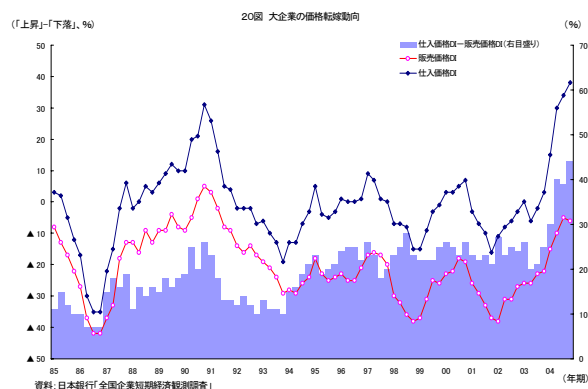
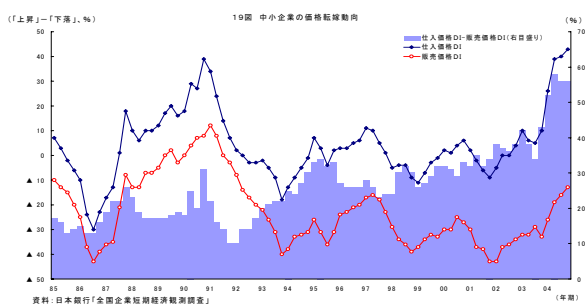
2002 年初頭からの景気回復局面で特徴の一つとして、大企業と中小企業で収益回復力の格差が拡大していることが挙げられる。大企業の経常利益が 1990 年代に生じた 2 度の回復局面のピーク水準を大きく超えて回復しているのに対し、中小企業の経常利益に関しては、1999 年 1 -

3月期から2000年10-12月期の回復局面の水準を超えたものの、1993年10-12月期から1997年4-6月期の回復局面には及ばない水準で推移しており、大企業と中小企業の収益回復力に格差が見られる（18図）。

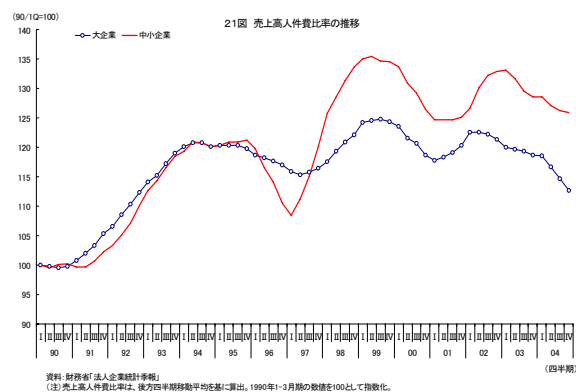


こうした収益回復力格差は、〔1〕変動費（原材料価格）上昇への対応力（価格転嫁の進捗度合い）の格差〔2〕固定費比率の格差に起因するものと考えられる。これらの要因について、次に詳しく見てみる。

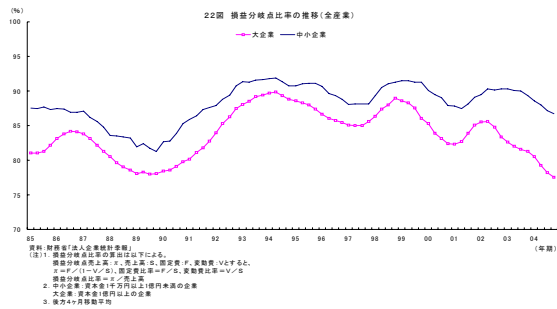
2004年央以降、原油価格が急騰したことを始めとして商品市況が高騰したため、原材料費の上昇圧力が働いていたが、これによる仕入価格上昇を販売価格に転嫁できるか否かによって、収益力に格差が生じることとなる。大企業と中小企業の間で価格転嫁の進捗に違いが見られるか、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」の仕入価格判断D Iと販売価格判断D Iの差分を価格転嫁の指標と考えて、大企業と中小企業の差異を見てみると、中小企業の方が円滑に価格転嫁できていない状況となっている（19図、20図）。



また、固定費比率の一例として、売上高人件費比率を企業規模別に見ると、大企業においては、1990年代に生じた2度の回復局面を下回る水準にまで低下している一方、中小企業においては、前回回復局面（1999年1-3月期から2000年10-12月期）の水準とほぼ同水準までの改善にとどまっている（21図）。



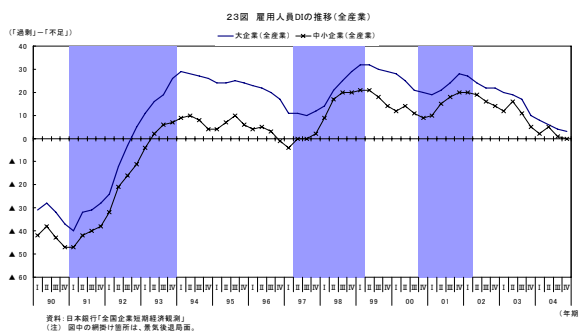
このような変動費、固定費に対する対応力の格差は、大企業と中小企業の損益分岐点比率にも反映されている。22図を見ると、大企業は、バブル崩壊以降、変動費削減、固定費削減を継続してきたこともあり、損益分岐点比率を70%台後半というバブル期以来の最低水準にまで低下させてきている一方、中小企業の損益分岐点比率は、足下では徐々に低下しつつあるが、80%台後半と高水準にとどまっている。



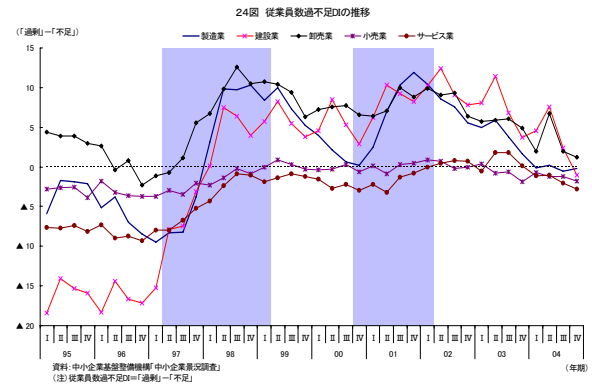
このように中小企業の損益分岐点が充分に下がっていない状況において、景気動向が悪化する場合には、より顕著に中小企業の収益悪化が見られることとなる。したがって、今後、中小企業は、新製品開発や新市場・販路の開拓を通じた販売力の向上、調達先の見直し等による仕入価格抑制や製品の高付加価値化による利益率の改善等の取組を続けることにより、収益力を強化して行くことが望まれる。

6. 中小企業の雇用動向

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により雇用に関する過不足感を企業規模別にD I（「過剰」－「不足」）で見ると、景気の底を打った2002年以降は下降基調で推移し、2004年10～12月期までには、大企業、中小企業とも雇用の過剰感はほぼ解消されている（23図）。

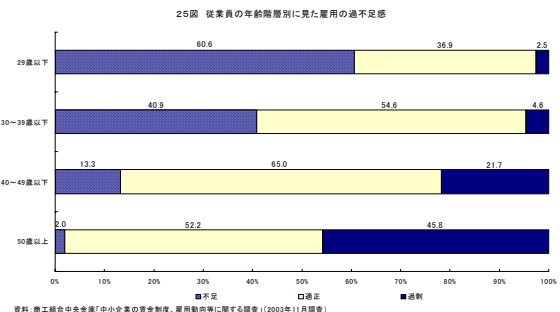


次に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」により、業種別に中小企業の従業員過不足D I（「過剰」－「不足」）を見ると、2002年初頭に雇用過剰感の高かった製造業、卸売業、建設業においても、景気回復に伴って過剰感は解消に向かい、2004年10～12月期には、卸売業を除く業種で、わずかではあるが不足感も出てきている（24図）。



2002年に景気が回復局面入りしたことに伴い、大企業のみならず、中小企業においても雇用の過剰感は解消されてきている。

ただし、雇用者の年齢階層別に見ると、雇用の過不足感は一様でない可能性がある。商工組合中央金庫「中小企業の賃金制度、雇用動向等に関する調査(2003年11月調査)」によれば、29歳以下の従業員では「不足」と回答した企業が60.6%、「過剰」と回答した企業が2.5%と極めて不足感が強く、年齢が上昇するのに伴い「過剰」の割合が上昇する、との結果が得られている（25図）。



このように、中小企業の雇用過剰感が解消される中で、中小企業の若年層雇用には不足感が強いと考えられることから、完全失業率が相対的に高い若年層の雇用増に関し、中小企業が大きな役割を果たすことが期待される。

7. 中小企業の倒産動向

2004年の倒産動向について見ると、全企業の年間倒産件数は、前年比15.8%減の13,697件と1991年以来13年振りに1万4千件を下回り、また、年間負債総額は、前年比32.5%減の7兆8,177億円と1994年以来10年振りに8兆円を下回った。中小企業（ここでは資本金1億円未満

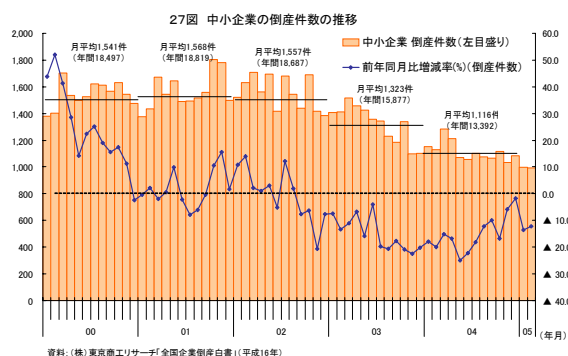
の企業を中小企業とする)の倒産について見ると、倒産件数は前年比15.7%減の13,392件と1991年以来の低水準、負債総額は前年比6.9%減の5兆3,656億円にとどまった。こうした倒産動向を月次で見ると、2004年12月までの段階で、28か月連続で前年同月を下回る動きとなっている。26図、27図から分かるように、2002年までは倒産件数が3年連続で18,000件を超える厳しい状況が続いていたが、足下では、景気が回復基調となったことや中小企業へのセーフティネット保証の拡充、適用要件の緩和等による各種公的金融支援の効果を背景に、バブル期以来の低水準となってきた。

26図 倒産件数の推移

(単位:件)		
	全企業	中小企業
1990年	6,468	6,441
1991年	10,723	10,649
1992年	14,069	13,961
1993年	14,564	14,440
1994年	14,061	13,965
1995年	15,108	14,970
1996年	14,834	14,731
1997年	16,464	16,293
1998年	18,988	18,749
1999年	15,352	15,135
2000年	18,769	18,497
2001年	19,164	18,819
2002年	19,087	18,687
2003年	16,255	15,877
2004年	13,679	13,392

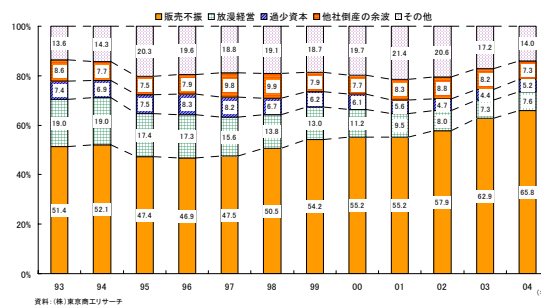
資料: (株)東京商工リサーチ「全国企業倒産白書」(平成16年版)

(注) ここでは、資本金1億円未満の法人及び個人企業を中小企業とする。



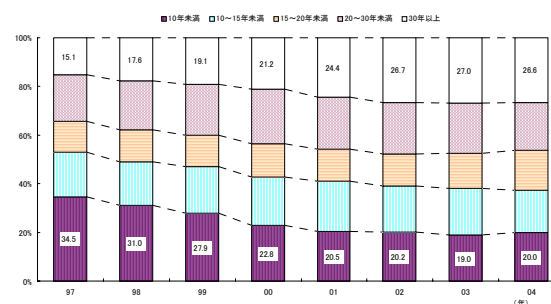
このように倒産件数及び負債額が大きく減少していることのほかに、最近の企業倒産には、いくつかの特徴が見られる。まず、倒産原因として販売不振の構成比が過去最高の65.7%を占めるに至っており、売上数量の伸長や販路開拓が、企業の存廃に持つ意味合いの重要性が浮き彫りとなっている(28図)。

28図 原因別倒産件数の構成比の推移



また、倒産件数に占める老舗企業の増加及び若年企業の減少が顕著となってきた(29図)。

29図 業種別倒産件数の構成比の推移



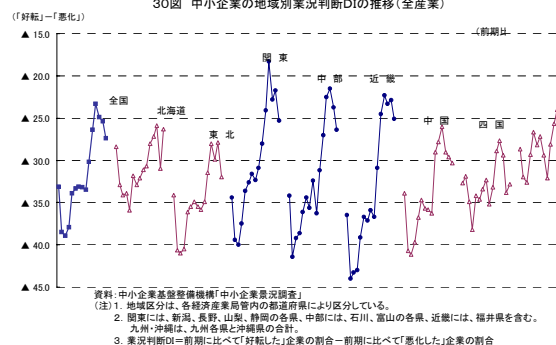
このような倒産企業の業歴別構成比の変化は、旧態依然としたビジネスモデルを展開している企業の倒産リスクが高まっていることを示唆しており、経営環境の変化に即して経営の在り方を臨機応変に変えていくことが重要であると考えられる。

8. 地域別の中小企業の景況～自然災害の多かった1年 中小企業への影響～

(1) 地域における中小企業の景況

中小企業の景況感は、地域ごとにばらつきが見られる(30図)。

30図 中小企業の地域別景況判断DIの推移(全産業)

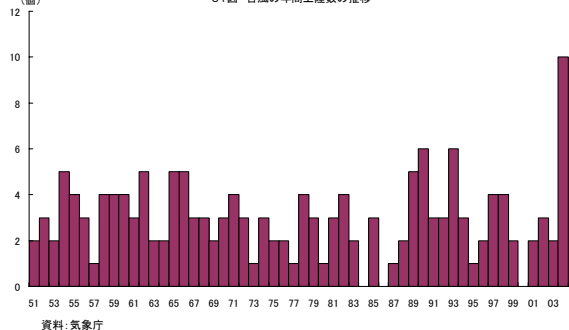


その理由としては、2002 年初頭からの景気回復が輸出増や設備投資増に牽引されたものであるため、非製造業よりも製造業に対して、また、中小企業よりも大企業に対して好影響が及び易かったということが考えられる。大企業の立地比率が高いか、又は製造業の集中度が高い都道府県を含む関東地方、中部地方、近畿地方の景況感と、そうでない東北地方、中国地方、四国地方の景況感とを比較すると、後者の方が低水準で推移している。

(2) 自然災害の多かった1年

2004 年度は、台風上陸数が最高記録を更新したことに端的に表れているとおり、自然災害が多発した（31 図）。

31 図 台風の年間上陸数の推移

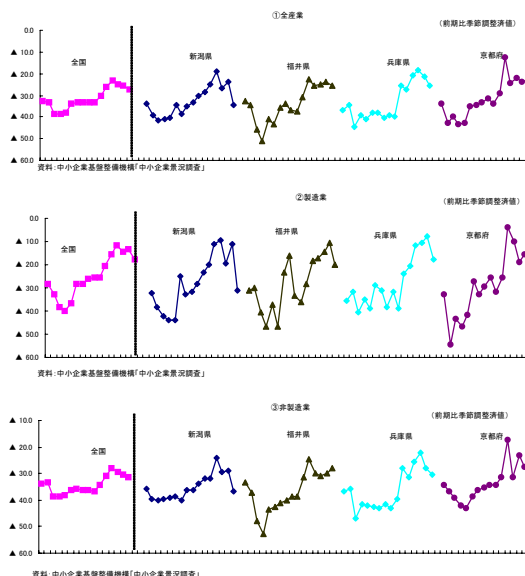


このような自然災害は、地域の中小企業の景況に対して様々な影響を与えたものと思われる。ここでは特に、「激甚災害法」の中小企業支援措置に係る局地激甚災害指定基準に基づき激甚災害指定を受けた地域に焦点を合わせて、その影響を見ていくこととする。

被災地域の中でも、特に新潟県は、7 月の新潟県・福島県豪雨、10 月の新潟県中越地震と、大型の自然災害に立て続けに見舞われ、県内の中小企業に大きな影響を及ぼした。

具体的には、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」で新潟県の業況判断DIの推移をみると、豪雨が発生した 2004 年 7-9 月期においては全国水準と比較して特に顕著な違いはなかったが、10-12 月期は製造業、非製造業ともに落ち込んでいることが分かる（32 図）。

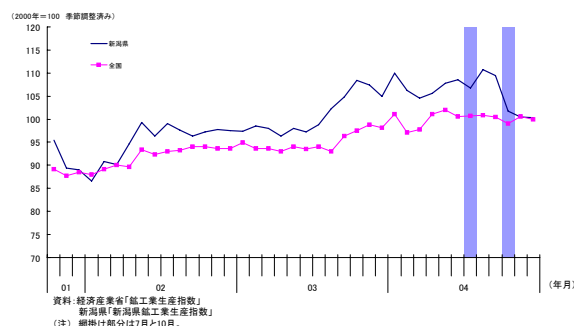
32 図 中小企業の業況判断DIの推移(業種別／都道府県別)



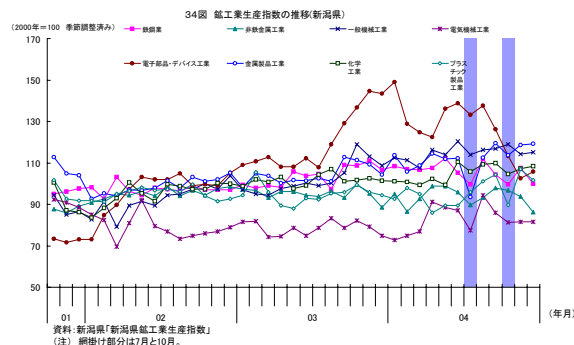
(注) 1 本図では平成16年度において、中小企業支援措置に係る局地激甚災害指定基準に基づき激甚災害指定を受けた市町村をもつ都道府県を取り上げている。
2. 2001年1-3月期から2004年10-12月期までの推移

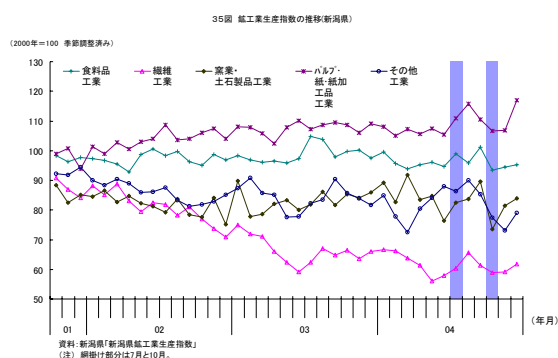
製造業についてより詳しく見るために、鉱工業生産指数（製造工業）の推移をみると、7 月、10 月で全国水準と比較して落ち込みが大きくなっている（33 図）。

33 図 鉱工業生産指数の推移(新潟県)

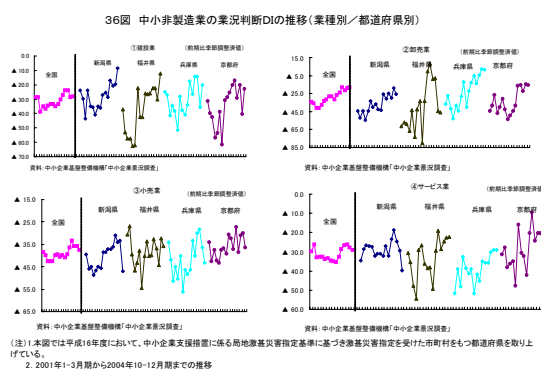


更に細かい業種別で見ると、7 月の生産指数が、金属製品工業を中心に一部の業種で極端に落ち込んでいる、一方、10 月の生産指数は、ほとんどの業種で指数は落ちている（34 図、35 図）。





一方、非製造業に関しては、「中小企業景況調査」で業況判断D Iの推移を業種別に見てみると、2004年7～9月期においては、ほとんどの業種で影響が見られない一方、2004年10～12月期では、建設業以外の業種で（全国水準と比較しても）D Iの落ち込みが見られている（36図）。



特に、2004年10～12月期の小売業、サービス業のD Iの急激な下落が特徴的である。小売業に関しては個人消費低迷が、サービス業に関しては観光関連での旅行のキャンセル等が、D Iの落ち込みに寄与したと考えられる。

このような指標の動きから、それぞれの災害の特徴の違いが浮き彫りになる。7月の豪雨は刃物・金物産業の集積地である三条市に被害が集中したため(新潟県全体の中小企業被害のうち約7割)、金属製品工業等の重工業を中心に被害がでた。一方、地震は、豪雨と比較して、製造業、非製造業全般に影響が出ており、より広範囲にわたって影響を与えたものと思われる。

新潟県以外にも、2004年度は7月の福井県豪雨により福井県が、台風23号により京都府の三市町及び兵庫県の六市町が中小企業関係で激甚災害指定を受けた。それぞれの業況判断D Iの推移をみてみると(前掲32図、36図)、地域・業種によって影響の表れ方が異なることが分かる。

以上で見てきたとおり、2004年度の度重なる災害は

様々な地域で爪痕を残していった。このような被災した中小企業者に対しては、商工会議所、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口の設置、政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用、セーフティネット保証(4号)の発動等の支援策が講じられており、早期回復が望まれている。

2004年度において講じた中小企業施策

2004年度において、我が国経済は、全体として企業部門を中心に着実な回復がみられたものの、年度の終わりにかけては一部に弱い動きがみられるようになり、踊り場を迎えている。今般の踊り場の局面においては、企業収益が底堅く推移しているものの、生産や個人消費に弱い動きが見られ、内需の影響を大企業よりも受けやすい中小企業の回復について弱い動きが見られた。また地域・業種によっては回復にばらつきがみられた。

このような経済状況の下、足下の景気回復を確固たるものとし、将来にわたり日本経済が活力を持続けるよう、我が国経済活力の源泉たる中小企業の活性化を図るため、中小企業金融対策、中小企業の再生支援、創業・新事業展開に挑戦する中小企業への支援を3つの柱として、各般の施策に全力で取り組んできた。

第一に中小企業金融対策として、やる気と能力のある中小企業までもが破綻することを回避するため、中小企業金融セーフティネット対策に万全を期した。また、不動産担保や保証人に過度に依存しない資金供給手法を進めるため、中小企業金融の多様化を図った。まず、民間金融機関等による中小企業向け無担保融資を促進するため、2004年7月に中小企業金融公庫による証券化業務を開始した。さらに、政府系金融機関による〔1〕経営者の本人保証を取らない制度の創設(中小公庫・商工中金)、〔2〕新規開業時に無担保・無保証・本人保証なしで融資を受けられる新創業融資制度の融資限度額の引上げ(国民公庫)、〔3〕第三者保証人を免除する特例措置の拡充(国民公庫)を実現した。

第二に、中小企業の再生支援に引き続き万全を期した。全都道府県に設置した中小企業再生支援協議会を軸として、地域金融機関や中小企業診断士・公認会計士等の専門家と連携し、地域の総力を結集して柔軟かつきめ細かく中小企業の再生支援に取り組んだ。また、財務面からの再生

支援を更に強化するため、中小企業基盤整備機構が地域金融機関等の民間主体とともに出資する「地域中小企業再生ファンド」の組成を促進した。

第三に、創業や中小企業の新事業への挑戦支援として、技術開発から販路開拓まで一貫して支援する「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業」、地域の特徴ある製品のブランド力を高め海外市場への販路拡大を支援する「JAPAN ブランド育成支援事業」をはじめ、資金面からは、優れたアイデアや技術を持っているにもかかわらず、資金や販路拡大等のノウハウがないために新事業展開が困難な中小企業に対してハンズオンで資金供給する「がんばれ！中小企業ファンド」による支援等、人材面からは、創業予備軍等に対して実践的能力取得等を支援する創業塾等や、中小企業と企業等OB人材とのマッチングを支援する「企業等OB人材活用推進事業」等により、各面から強力に支援した。

1. 中小企業金融の円滑化・多様化

2004 年度において、中小企業をめぐる金融情勢は、全体としては回復基調ではあったものの、地域や業種によっては依然厳しい状況にあった。このような中、やる気と能力のある中小企業者の資金調達に支障をきたすことのないよう、中小企業金融のセーフティネット対策に万全を期すとともに、中小企業の資金調達の多様化のため、新たな資金調達手段の拡大に努めた。

1. 1. 担保や保証人に依存しない融資の拡大

(1) 中小企業向け貸付債権の証券化支援

民間金融機関等の中小企業向けの貸付債券等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加することにより、中小企業に対する無担保融資の拡大を図った。

実績：

- ・中小公庫が民間金融機関等の中小企業者向け融資に保証を付して、証券化支援

第1回保証型 実行社数・額 752 社、約 445 億円

第2回保証型 実行社数・額 635 社、約 197 億円

- ・中小公庫が民間金融機関の中小企業向け債権を買い取るにより、証券化支援

第1回買取型 実行社数・額 58 社、約 26 億円

第2回買取型 実行社数・額 507 社、約 104 億円

(実績はいずれもいずれも 2004 年 7 月～2005 年 3 月)

(2) 新創業融資制度の限度額引上げ

ビジネスプランを的確に審査し、無担保・無保証人（本人保証不要）で創業者及び創業を予定する者に融資を行う「新創業融資制度」の融資限度額を 550 万円から 750 万円に引上げ、創業におけるより広い資金需要にこたえることにより、より一層の創業の促進及び雇用の創出を図った（2004 年 4 月より実施）。

実績：

15,324 件、488 億円（2002 年 1 月～2005 年 2 月末）

(3) 国民金融公庫の第三者保証人等を不要とする特例措置の拡大

第三者保証人や担保を提供することが困難な中小企業者を対象に、一定の金利上乗せを条件として第三者保証人等を不要とする特例措置を、現行の 1 千万円から 1 千 5 百万円に引き上げた（2004 年 4 月より実施）。

実績：

57,087 件 約 2,972 億円（2003 年 1 月～2005 年 2 月）

(4) 経営者の本人保証を取らずに政府系金融機関が融資する制度の創設

中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫において、適切な上乗せ金利の負担及び財務面・経営面についての約束等を前提として、中小企業者の選択により、経営者の個人保証を免除する制度を新事業・創業向け融資に導入した（2004 年 4 月）。

(5) 売掛債権担保融資保証制度の積極的な活用

売掛債権担保融資保証制度について、債権譲渡禁止特約の解除を各方面に依頼するとともに、政府広報等を通じて制度の積極的なPRを図った。

実績：

25,578 件 7,145 億円（2001 年 12 月～2005 年 2 月）

1. 2. 中小企業金融セーフティネットの充実

(1) セーフティネット保証・貸付制度の拡充と借換保証制度の活用

信用保証協会のセーフティネット 1 号保証（大型倒産により影響を受ける者）の指定について、負債総額に係る指定要件を 30 億円から 15 億円に引き下げた。

政府系金融機関のセーフティネット貸付について、BSE等の社会的要因により影響を受けるおそれがある者を貸付対象に追加した。

また、中小企業者の既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑にするため、信用保証協会の保証付借入金の借換え等を促進する資金繰り円滑化借換保証制度を2003年2月10日よりスタートしたところであるが、引き続きその積極的な活用を図った。

セーフティネット保証：478,800件 7兆6,820億円

セーフティネット貸付：393,469件 7兆7,066億円

(2000年12月～2005年2月)

借換保証：600,462件 8兆9,135億円

(2003年2月～2005年2月)

(2) 信用補完制度の財政基盤強化

中小企業総合事業団及び信用保証協会の財政基盤の一層の強化を図った。

(単位：億円)

	2003年度予算	2004年度予算
中小企業総合事業団信用保険部門出資金	972(380)	1,123(380)
信用保証協会基金補助金	42	42

(注) () 内の計数は当初予算による出資金で内数。中小企業総合事業団信用保険部門は2004年7月より中小企業金融公庫に移管。

(3) 政府系金融機関による貸付計画

中小企業の資金需要に円滑に対応するため、政府系金融機関に所用の貸付規模を確保した。

(単位：億円)

	2003年度計画	2004年度計画
中小企業金融公庫	注1 19,000	19,000
国民生活金融公庫 注2	注3 31,500	31,500
商工組合中央金庫	18,500	18,500

(注1) 予想し難い経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について5割を限度に増額することができる(弾力条項)ので、最大26,509億円の貸付規模を確保することが可能。

(注2) 国民生活金融公庫は普通貸付ベース。

(注3) 上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果をすべて普通貸付に振り向ければ、最大で46,450億円の貸付規模を確保することが可能。

(注4) 商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債

券発行額等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能。

2. 中小企業の再生支援

中小企業は数が多く、多種多様であり、その事業内容も課題もそれぞれの地域性が強いという特性がある。また、2004年度を通じて金融機関の不良債権処理の加速化や、地域・業種による回復の遅れが中小企業に与える影響が懸念された。

このような中小企業の置かれた特性と現状を踏まえ、柔軟かつきめ細かく中小企業の再生を支援するため全都道府県に設置した中小企業再生支援協議会を軸として、地域の総力を結集して中小企業の再生に取り組んだ。

2. 1. 「産業活力再生特別措置法」に基づく中小企業の再生支援の推進

(1) 中小企業再生支援協議会による支援の拡充

(ア) 「産業活力再生特別措置法」に基づき、各都道府県に設置した中小企業再生支援協議会では、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家を配置し、中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、弁護士等の外部専門家と支援チームを編成し、再生計画策定の支援を行った(予算額2,667百万円)。

(実績)

(2005年2月末現在)

	累 計	うち2004年度分
相談取扱い企業数	5,870社	2,475社
再生計画策定支援数	766社	465社
うち、再生計画策定完了数	359社	290社
雇用確保数	25,757名	17,515名

(イ) 再生計画の策定支援にあたっては、民間金融機関による直接的な債権放棄、DES(借入金の株式化)、DDS(金融機関による借入金の資本金劣後ローンへの転換)、地域中小企業再生ファンドの活用など、多様な手法を活用して、再生を図る中小企業の過剰債務の圧縮を実現している。

(ウ) なお、こうした取組を円滑に進めるために、中小企業庁では、2003年7月に協議会において債権放棄を伴

う再建計画を立てた場合の税務上の取扱いについて国税庁に対し照会を行った結果、これまで明確でなかった、〔1〕再生に不可欠な経営者の留任、〔2〕5年程度での債務超過解消、を含む債権放棄のモデルケースについて、その損失の税務上の損金算入が可能との見解が得られるに至った。

(2) 地域中小企業再生ファンドによる再生支援

経済産業省と独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団；2004年7月に改組）は、中小企業再生支援協議会が活用できる手法の選択肢を広げ、地域の中企業の再生を財務面から支援するために、地域中小企業再生ファンドの組成を積極的に支援しているところである。これまでに、地域金融機関等とともに中小企業基盤整備機構が出資を行うことにより、大分（2004年1月）、静岡（同年3月）、茨城（同年4月）、栃木（同年10月）、島根・鳥取（同年12月）、高知及び愛知（2005年3月）において地域中小企業再生ファンドが組成された。

2. 2. 中小企業の再生資金の円滑化

(1) 政府系金融機関の融資制度の充実

経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者に対して融資を行う「企業再建貸付」について、2004

年4月から中小企業再生支援協議会の支援により再建に取り組む者を貸付対象に追加し、さらに、運転資金の貸付限度額を引き上げた。

また、法的再建手続等により再建中の中小企業者を対象とした、DIPファイナンス、DIP保証の積極的活用を図った。

(2) 中小ベンチャーファンド法の改正

1998年に制定した「中小ベンチャーファンド法」「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を改正し、ファンドに融資機能を追加するとともに、ファンドの投資対象の拡充を図った（2004年12月1日をもって一連の改正が完了している）。これにより、ファンドが、ベンチャー企業への短期のつなぎ融資や中堅企業の経営革新のための融資、事業再生中の企業に対する融資（DIPファイナンス等）をすることができるようになった。

また、出資先企業や出資を予定している企業の債権を取得し、これを株式転換する（デッド・エクイティー・スワップ：DES）ことにより事業再生を主導できるようになった。さらに、投資先に関する制限を大幅に緩和し、未公開の中小企業に加え、成長資金が必要な中堅企業などに対してもファンドが出資することができるようになった。

表：バランスシート改善のための対応の多様化

（2005年2月末現在）

取 組 例	企業数	
	企業数	16年度分
○債務免除の実施	44社	34社
・取引金融機関が再生を図る企業に対し直接債務免除を実施	(4社)	(4社)
・地域金融機関や政府系金融機関から新規融資を活用して、RCCや債権回収会社に一括返済する際に、RCC等が一部債務免除を実施。	(22社)	(14社)
・存続させる採算部門を新会社等に営業譲渡した上で、残った企業を清算することにより、取引金融機関が実質的に債務免除を実施。	(7社)	(5社)
・中小企業再生ファンドが金融機関やRCCから債権を買い取った上で一部債務免除を実施。	(11社)	(11社)
○金融機関による借入金の資本的劣後ローンへの転換（DDS）により実質的に自己資本が増加	16社	15社
○借入金の株式化（DES）による債務圧縮及び資本増強	34社	29社
・役員借入の株式化	(28社)	(23社)
・地域金融機関等による債務の株式化	(3社)	(3社)
・中小企業再生ファンドによる債務の株式化	(2社)	(2社)
・関係会社による債務の株式化	(1社)	(1社)
○遊休資産の売却や経営者の私財提供等による負債の圧縮	165社	136社

2. 3. 経営進路形成支援

中小企業基盤整備機構は、中小企業が自社の経営状況をコスト負担をかけずに迅速・客観的に把握できるよう、J-N e t 21 上でCRD（中小企業信用リスク情報データベース）等を活用した「経営実態把握サポートサイト」を運用し、中小企業の自社財務分析を支援した（予算額 43 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

2. 4. 後継者確保・M&Aマッチング支援

(1) 後継者人材マッチング促進事業

全国商工会連合会がホームページに「後継者探し」サイトを設置し、後継者を求める事業者と後継者となることに関心を持つ者の情報を登録する。その情報をネット上で公開し、バーチャルな出会いの場を提供するとともに、都道府県商工会連合会、商工会、商工会議所が地域での交流会を開催し、後継者確保に関する事例とノウハウの蓄積を図る事業を実施した（予算額 116 百万円）。

(2) M&Aマッチングサポート事業

中小企業基盤整備機構が、J-N e t 21 上にM&A情報のデータベースを整備し、一部の公的機関や民間機関が保有するM&A情報について、全国レベルで情報流通の円滑化を図った（予算額 9 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

3. 創業・新事業展開・経営革新への支援

現在、我が国経済は、開業率と廃業率の逆転現象が起こるなど、経済の新陳代謝の停滞と活力の低下が懸念されている。

このような状況を打破し、我が国経済の活性化や新たな雇用の創出を図る上で、創業・新事業展開・経営革新支援を積極的に行うことが重要な課題である。

このため、創業・新事業展開及び経営革新を図ろうとする中小企業に対し、資金、人材、市場開拓等、多面的な支援を行った。

3. 1. 中小企業の創業・新事業展開への多面的な支援

(1) 「がんばれ！中小企業ファンド」の組成促進

優れた技術やアイデアを有しているにもかかわらず、新事業展開に困難を抱えている中小企業に対し、中小企業基

盤整備機構が目利き能力、販売網などを有する民間主体とともに「がんばれ！中小企業ファンド」を組成し、資金供給や販路拡大等の経営支援をきめ細かく行うことにより、中小企業の創業・新事業展開を強力に支援した。

実績：

事業会社等による民間主体のファンドの設立を第1号から第5号まで決定（2004年4月から2005年2月末）

(2) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

高い新規性を有するが事業化リスクを伴う中小企業等の技術シーズ、ビジネスアイデアを市場につなげるため、中小企業等が行う実用化研究開発に要する経費や事業化に向けた販路開拓等に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施し、創業・新事業展開を支援した（予算額 3,387 百万円）。

3. 2. 創業・新事業展開・経営革新への資金面からの支援

(1) 新創業融資制度

国民生活金融公庫において、ビジネスプランを的確に審査することにより、無担保・無保証人（本人保証不要）で融資を行う「新創業融資制度」を積極的に推進し一層の創業の促進及び雇用の創出を図った。2004年度は貸付限度額を550万円から750万円に引き上げた。

融資実績：

15,324件、488億円（2002年1月～2005年2月）

(2) ベンチャーファンドへの出資

国内の成長初期段階（アーリーステージ）にあるベンチャー企業等に対する投資促進を目的として、中小企業基盤整備機構が中小企業等投資事業有限責任組合に対して出資する制度を実施した。

3. 3. 創業・新事業展開・経営革新への人材面からの支援

企業OBや国の研究機関のOB等有する経営ノウハウや技術力と、創業・ベンチャー企業や中小企業のニーズをマッチングするための仕組み・ネットワークを構築するとともに、創業や経営革新の裾野を拡大するため、中小企業の人材確保と人材育成を支援した。

(1) 人材の充実（マッチング支援）

(ア) 企業等OB人材を活用した中小企業の支援

中小企業基盤整備機構及び日本商工会議所が、中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな経営戦略等を助言する人材（企業等OB）の掘り起こしやデータベースの構築等を行い、OB人材情報とOB人材を活用し新事業展開を図ろうとする中小企業の情報を、ネット上（中小企業基盤整備機構のJ-N e t 21）で公開して、両者のマッチングを支援した（予算額 443 百万円及び 128 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

実績：

マッチング件数 1,072 件、専門家登録人数 2,825 人

（2005 年 2 月末現在）

後継者人材マッチング促進事業

（再掲 2. 4. (1) 参照）

(2) 人材育成の支援

(ア) 創業意識喚起活動事業の実施

創業・ベンチャー企業に対する社会的評価の向上や、広く国民の中での起業家精神の涵養を図り、起業家が輩出されやすい風土づくりを進めるため、起業経験者や有識者を結集して「創業・ベンチャー国民フォーラム」を組織し、起業家精神の発揮及び高揚のための啓発活動を全国展開するとともに、地域に根ざした起業活性化事業を各経済産業局において実施した（予算額 306 百万円）。

(イ) 創業塾・第二創業コースの開催

全国商工会連合会及び日本商工会議所が、全国約 270 か所の商工会・商工会議所において、創業に必要な実践的能力を 10 日間程度（約 30 時間）で習得する「創業塾」を開催した。

また、2004 年度から、新事業展開等を目指す経営者等を対象に、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを 10 日間程度（約 30 時間）で修得する「第二創業コース」を新設し、全国約 170 か所の商工会・商工会議所で実施した（創業塾：予算 1,298 百万円）。

(ウ) 経営革新セミナーの開催

都道府県等中小企業支援センターが、経営革新を目指す中小企業者等に対して「経営革新セミナー」を開催し、中小企業が経営革新に向けた取組を始めるにあたり必要な基礎的能力獲得を支援した（経営革新講座：予算額 200

百万円 経営革新セミナー：予算額 164 百万円の内数）。

(エ) ビジネス塾・ビジネスプラン作成セミナー

中小企業基盤整備機構が、創業・ベンチャー企業に対してセミナーを行い、経営戦略・ビジネスプランの作成から株式公開まで、中小企業が実務的かつ実践的な能力獲得することを支援した（予算 37 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

(オ) 新規創業支援研修

中小企業基盤整備機構が、新規創業予定者等に対して研修を実施し、中小企業が創業するにあたり必要な知識等獲得を支援した（予算額 1,190 百万円の内数（中小機構運営費交付金を含む））。

3. 4. 市場開拓のための支援

(1) JAPAN ブランド育成支援事業

国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、地域の中小企業が一丸となってマーケットリサーチ、専門家の招へい、新商品開発・評価、国内外の展示会への参加、広報等の取組を行うプロジェクト（31 件）について、総合的に支援した（予算額 930 百万）。

(2) 新連携対策委託事業

専門知識や高度な技術等を有する特徴のある中小企業等が、連携して製品・サービスの高付加価値化を目指す取組を支援するため、連携先企業・大学の発掘や連携組織構築のための経費を支援した（予算額 546 百万円）。

(3) 創業・新事業展開のためのフェアの開催

(ア) 新事業創出見本市

中小企業の新たなチャレンジによる新市場の創出を支援するため、中小企業による新市場創出が期待される個別分野（コンテンツ、医療・福祉、ロボット産業）にテーマを絞り込んだ見本市を開催し、新たなフロンティアを拡大しようとする中小企業者と国内外のユーザー、バイヤーを広く集め、販路開拓・取引拡大の支援を行った（予算額 212 百万円）。

(イ) 中小企業総合展

経営革新等に取り組む中小企業者が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新の取組等を紹介する「中小企業総合展」を開催し、企業間ネットワークの構築、ビジネスマ

ッチングの支援を行った（予算額 211 百万円）。

(ウ) ベンチャーマッチング支援事業

優秀なサービスや試作品等を大々的に展示・紹介し、資金調達先、事業提携先の発見や販路開拓努力の支援を行うため、ベンチャーフェア JAPAN を開催（1 回：東京）し、ベンチャー企業と資金調達先、事業提携先等とのマッチングを図る「出会いの場」を提供するため、全国 9 地区でベンチャープラザを開催した。また、資金調達マッチングに焦点を当てた『ベンチャープラザファンド in TOKYO』を 4 回開催した（188 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

(エ) イノベーション・ジャパン 2004（大学発「知」の見本市）の開催

大学をはじめ T L O、大学発ベンチャー、大学発ベンチャー支援企業等 275 団体が参加したイノベーション・ジャパン 2004 を東京国際フォーラムで開催した（2004 年 9 月 28 日～30 日）。大学等における最先端技術分野の知的財産を広く紹介（展示）したほか、大学出展者等による新技術説明会及び大学発ベンチャーに必須の経営サポートセミナー等を開催し、大学等の技術シーズと産業界のマッチング支援を全国規模で初めて実施した。

3. 5. 創業・経営革新への法的支援

(1) 中小企業創造活動促進法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）

創業や研究開発・事業化を通じて、新たな事業分野の開拓を行おうとする中小企業を支援するため、「中小企業創造活動促進法」に基づき都道府県知事の認定を受けた研究開発等事業計画にしたがって事業を行う中小企業者等に対し、次の支援措置を講じた。

(ア) 技術開発に対する補助金（地域活性化創造技術研究開発事業）

(イ) 信用保証協会の債務保証制度（新事業開拓保険等）

(ウ) ベンチャー財団からの直接金融支援制度

(エ) 政府系金融機関による設備資金・長期運転資金の低利融資制度 等

(2) 中小企業経営革新支援法に基づく支援

「中小企業経営革新支援法」に基づき、中小企業の自助努力により新商品・新役務の開発、商品・役務の新たな提

供方式の開発等を行う経営革新を支援し、また中小企業の経営基盤強化を支援するため、所要の措置を講じた。

経営革新計画承認件数：

2,974 件（2004 年 4 月～2004 年 12 月末）

累計 16,550 件

(ア) 経営革新の支援

国又は都道府県から承認された「経営革新計画」にしたがって行う事業に対し、次の支援措置を講じた。

(A) 新商品又は新役務等の開発、販路開拓、人材育成等に対する補助金（予算額：1,038 百万円）

(B) 政府系金融機関による設備資金・長期運転資金の低利融資制度

(C) 設備投資減税等の税制上の特例措置

(D) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金

(E) 「雇用対策特例法」により、45 歳以上の労働者を新たに 1 人以上雇入れる場合に、「中小企業労働力確保法」の認定を受けることにより、45 歳未満も含め新規に雇い入れる基盤人材確保のための助成

(F) 特許関係料金減免制度 等

(イ) 経営基盤強化のための支援

経済的環境の著しい変化等で業況が悪化している業種を特定業種として指定する。その業種に属する中小企業者により構成された組合等が「経営基盤強化計画」を作成し、同計画に沿って行う事業に対して、税制・融資等にかかる以下の措置を講じた。

(A) 機械等割増償却制度等の税制上の特例措置

(B) 政府系金融機関による設備資金・長期運転資金への低利融資 等。

3. 6. 中小企業の I T 化の支援

(1) 中小企業の I T への習熟促進

(ア) セミナー・研修の実施

都道府県等中小企業支援センターにおいて、I T 導入に関する専門家を活用しつつ、中小企業経営者等を対象としたセミナーを開催するとともに、電子商取引等の実施のための実践的な I T 研修を必要に応じ実施した（セミナー：予算額 164 百万円の内数、研修：予算額 94 百万円の内数）。

(イ) IT 専門家の派遣

(A) IT アドバイザーの派遣

中小企業基盤整備機構が、中小企業の依頼に応じ、IT 導入に関するアドバイスを行う専門家を派遣した(予算額 29 百万円(中小機構運営費交付金を含む))。

(B) 戦略的情報化投資活性化支援事業 (ITSSP)

経営戦略と IT 双方に通じた専門家(IT コーディネーター等)を活用し、中小企業にとってビジネスモデルとなりうるような IT 投資を促進した(予算額 394 百万円の内数)。

(2) IT を活用した経営革新の支援

(ア) IT 活用型経営革新モデル事業

中小企業が IT を活用して行う経営革新を促進するため、地域でモデルとなりうる企業間連携ネットワークシステム等の開発・導入を支援した(予算額 1,179 百万円)。

(イ) ものづくりと IT の融合

ものづくりに携わる熟練技能者が保有する優れた技能の客観化・マニュアル化・デジタル化の促進、設計製造支援に関するソフトウェアシステム(プラットフォーム)の構築により、中小製造業における IT 化(デジタルマイスタープロジェクト)を推進して、ものづくり基盤を強化した(予算額 149 百万円)。

(3) IT を活用した情報提供の促進

(ア) e-中小企業庁&ネットワーク事業(後掲「2004 年度において講じた中小企業施策」15.2.(1))

(イ) 中小企業支援ポータルサイトの運営(J-Net21)

中小企業基盤整備機構において、中小企業支援に関する各種情報の検索等を総合的に行えるインターネット上の統一画面(ポータルサイト)を運営し、中小企業及び中小企業支援担当者等が必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した(予算額 297 百万円(中小機構運営費交付金を含む))。

3. 7. 起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備

(1) 起業家育成施設の整備に対する支援

地域における新事業創出や雇用の拡大を図るため、新事業創出のポテンシャルの高い地域(「新事業創出促進法」

に基づく高度技術産業集積地域及び高度研究機能集積地区、「中心市街地活性化法」に基づく特定中心市街地、「地域産業集積活性化法」に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域)において、起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)等の整備を行う地方公共団体等に対する支援を行った(予算額 790 百万円)。

(2) 中小企業基盤整備機構による起業家育成施設の整備

中小企業基盤整備機構(2004 年 6 月までは地域振興整備公団。次項においても同じ。)が、新事業創出促進法に基づく高度研究機能集積地区又は高度技術産業集積地域において、起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備を行った(予算額 2,300 百万円(産投出資))。

(3) 中小企業基盤整備機構による大学連携型起業家育成施設の整備

中小企業基盤整備機構が、大学の技術シーズや知見を活用した大学発ベンチャーの起業や中小企業の新事業展開を促進するため、大学の隣接地又はキャンパス内において、大学連携型の起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備を行った(予算額 1,520 百万円)。

3. 8. 地域産業集積・地場産業への支援

(1) 「地域産業集積活性化法」による支援措置

「地域の産業集積の活性化」を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 地方公共団体、商工会等が実施する地域中小企業のための小規模貸事務所・貸工場又は試験研究施設等の整備に対する補助(予算額 36 百万円)

(イ) 都道府県知事から新分野への「進出計画」等の承認を得た中小企業者が実施する新商品開発等の事業に対する補助(予算額 311 百万円)

(ウ) 活性化計画に記載された支援機関が地域の中小企業等を支援するために行う事業に対する補助(予算額 286 百万円)

(2) 地場産業振興対策

地場産業の振興を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 地場産業の活性化のため組合等が行う新商品開発等の事業に対する補助(予算額 527 百万円)

(イ) 地場産業の活性化のため組合等が行う販路開拓等の事業に対する補助（予算額 469 百万円）

(ウ) 地場産業の活性化のため組合等が行う人材育成等の事業に対する補助（予算額 221 百万円）

4. 中小企業の支援体制の整備

中小企業が抱える経営課題を解決し、中小企業の多様で活力ある成長発展に資するため、中小企業の経営方法の改善等に関し、情報提供や助言を行うほか、中小企業及び中小企業担当者に対する研修を実施することにより、中小企業の経営基盤強化に必要な経営資源の効率的な確保を支援した。

また、これらの事業を始めとする中小企業施策の効率的、効果的な実施のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構を設立した。

4. 1. 中小企業支援センター等による経営支援

(1) 中小企業・ベンチャー総合支援センターによる支援

中小企業支援体制の結節点として、中小企業基盤整備機構が設置する中小企業・ベンチャー総合支援センターは、次の事業を実施して、中小企業が直面する様々な経営上の課題について幅広く相談に応じ助言を行った。その際には、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター、他の中小企業支援機関との連携を図った（予算額 1,630 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

(ア) 窓口相談事業

(イ) 専門家派遣事業

(ウ) 経営支援講座等開催事業

(エ) 創業・経営革新支援事業

(オ) 総合支援センターの運営

(カ) 企業等OB人材派遣等事業

また、「なんでも相談ホットライン」(0570-009111)を設置し、中小企業が経営について、全国どこからでも電話一本で気軽に相談できる体制を整え、きめ細かに相談に応じた。

(2) 都道府県等中小企業支援センターによる支援

都道府県等が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、「中小企業支援法」に基づき指定した都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業の経営資源の確

保を支援するために次の事業を実施した（予算額 2,982 万円）。

(ア) 支援体制整備事業（プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業等）

(イ) 窓口相談等事業

(ウ) 専門家派遣事業

(エ) 人材育成・情報提供等事業（研修、セミナー等）

(3) 地域中小企業支援センターによる支援

創業予定者や地域の中小企業者等が気軽に経営の向上について相談できる身近な支援拠点として設置されている地域中小企業支援センターでは、地域の中小企業者等の経営課題にきめ細かく対応するために次の事業を実施した（予算額 1,087 百万円）。

(ア) 窓口相談

(イ) 弁護士等による専門家相談

(ウ) 情報の提供等

(4) 地域プラットフォームによる支援

「新事業創出促進法」に基づいて、都道府県等が進める地域プラットフォーム（地域のポテンシャルを活かした新事業創出の取組を、研究開発から事業化まで総合的・一体的に支援する体制）の整備を促進するため、地域プラットフォームにおける地域資源の発掘、支援機関、ベンチャー・中小企業等の交流、連携による支援ネットワークの形成等の事業を支援した（予算額 8,043 百万円の内数）。

また、地域プラットフォームの全国連携組織である日本新事業支援機関協議会（JANBO）において、情報ネットワーク整備、支援人材の育成、国際提携等、地域の枠を超えた全国レベルの事業を充実・強化した。

4. 2. 中小企業大学校による人材育成支援

中小企業大学校において、創業者・中小企業者を対象として財務・経営戦略等のテーマ別研修に加え、中小企業を支援する者を対象とした研修等、高度で実践的な研修を実施した。また、受講者が研修に参加しやすいように、大学校舎での研修に加えて地方都市等での校外研修やインターネットを活用した遠隔研修を実施した（予算額 1,223 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

4. 3. 中小企業基盤整備機構による施策の一体的実施

(1) 機構の設立

中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の機能を統合して、2004 年 7 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」と略す。）を設立した。

(2) 機構の業務の基本的考え方

機構は、前身の 3 法人に蓄積された人材や資産、業務の実施を通じて蓄積された専門的な知見を集中するとともに、その専門性を強化しつつ一体的な事業を実施する。また、2009 年 3 月までの約 5 年間を期間とする中期目標の設定とその達成状況に関する事後評価の徹底、予算・組織等の柔軟性の確保といった独法制度の特徴を活かして、効率的、効果的な施策の実施を図る。

(3) 機構の実施した事業

機構は、具体的な事業としては、次のとおり実施している。

(ア) 創業ベンチャー、既存中小企業等の新事業展開を促進するため、人材、施設、資金、技術等の経営資源の調達支援や、新事業展開の支援を行う民間機関等の活動促進等を行った。

(イ) 中小企業やその他地域に密着して活動する事業者の経営基盤の強化を図るため、個々の経営者が日常的な取組の中で経営上の課題に対応していけるよう、研修の実施や相談体制の充実、産業集積の活性化促進等を行った。

(ウ) 経営環境の変化への適応の円滑化を図るため、自主的な取組だけでは対応が困難な中小企業の再生支援や、連鎖倒産防止・小規模事業者の事業廃止等のための共済制度の確実な運営等を行った。

(エ) このほか、機構は、個々の事業者がこれらのサービスを、関連する他の支援機関の機能と連携して活用できるよう、各種施策情報を提供する体制の強化を図った。

また、機構は、これらの事業により、地域経済の自律的発展を促進していくため、それぞれの地域が抱える課題に対応しつつ地域の保有する産業資源を発掘し、それを活かして、地域における特徴ある産業集積の形成を図った。さらに、政策課題に対応した事業者の取組に対して、出資・債務保証等の業務を着実にを行った。

(4) 事業実施体制の強化等

機構は、適切にその機能を発揮していくために、施策の利用者と直接接する業務を行う部門を糾合した地方組織を各地域ブロックの拠点となる都市に設置するなど、利用者との接点を重点強化し、施策の利用促進や要望の把握を行いつつ施策を実施する。人材面でも、職員のキャリアパスの構築や外部人材の活用、客観性の高い職員の業績評価制度の構築、管理業務のアウトソーシング等により専門性の高い業務を行う人材の育成、確保を図った。このような取組により、ニーズの把握の体制を充実させ、さらにこの情報を施策の改善へと反映させていくことで、施策の質的向上を図った。

また、地域における事業の実施にあたっては、機構は、国の地方支分部局や地方自治体と連携していくことが必要であり、特に、産業クラスター計画など地域の特徴を活かした活性化のための政策を推進し、産学官の広域的ネットワークの形成等に取り組んでいる経済産業局の施策に十分協力・連携を行った。

5. 中小商業対策

5. 1. 中小小売商業対策

中心市街地・商店街等の中小商業活性化を図るため、アーケード等の商業基盤施設の整備や、チャレンジショップ・コミュニティ施設の運営等のソフト支援、大型空き店舗の活用支援、人材の育成・確保に対する支援など、TMOや商店街振興組合等の取組を総合的に支援した。

(1) 商業基盤施設等の整備及び活性化事業に対する支援

中心市街地等の商店街において組合等が実施するアーケード、カラー舗装等の商業基盤施設等のハード整備や空き店舗対策、IT 対応等、商店街の活性化のために行うソフト事業の実施に必要な経費を補助した（予算額 4,695 百万円）。

(2) 中心市街地の計画策定事業及びTMO活性化事業

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づく基本計画、TMO構想、TMO計画の策定を支援した。また、TMO事業の推進を図るため、フォーラムの開催やTMOが経営基盤確立のために行う中心市街地の活性化に資する事業や

専門人材の確保等に対して支援を行った(予算額 339 百万円)。

(3) 中心市街地及び商店街活性化のためのアドバイス事業

中小企業基盤整備機構において、TMOや商店街振興組合等の要請に基づき、アドバイス等を行う専門家の派遣やTMOの各種事業の内容や組織体制・経営基盤等に関する診断・評価・アドバイスを実施した(予算額 356 百万円(中小機構運営費交付金を含む))。

(4) 大型空き店舗活用支援事業

中心市街地の核店舗として営業してきた大型店の撤退が急増する中、集客力を取り戻すためにTMO(まちづくり推進機関)等が行う大型空き店舗対策、大型空き店舗の活用と併せて実施する付属施設活用事業等を支援した。

また、2004 年度からは、大型空き店舗と近接する商店街区域に整備される駐車場等の付属施設整備についても支援を拡充した(予算額 350 百万円)。

(5) 中小商業者が行う新たなビジネスモデル開発に対する支援

中小商業者等が近年の社会的要請に対応した新たなビジネスモデルの開発を行うために必要な調査研究事業や実証実験事業に対し、補助を行った(予算額 264 百万円)。

(6) 中小商業活性化創業等支援事業(商人塾)

商工会や商工会議所、商店街振興組合等が行う座学講習事業、空き店舗や繁盛店を活用して実施する体験学習修行事業、学生やNPO、地域住民等と連携して行う店舗運営の見直し事業等の人材育成事業に対して支援した(予算額 110 百万円)。

(7) 中心市街地活性化に向けた普及啓発事業

TMO活動を一層促すため、TMOの活動状況に関する情報提供・分析を行うとともに、全国各地域においてシンポジウムを開催し、情報交換を行うことにより、中心市街地活性化についての普及啓発を図った(予算額 159 百万円)。

5. 2. 中小企業物流効率化対策

1992 年 10 月に制定された「中小企業流通業務効率化促進法」に基づく支援策をはじめとして、中小企業者が共同して行う流通業務の効率化を促進する取組に対し、総合的な支援策を講じた。

(1) 物流効率化専門指導員派遣事業

中小企業基盤整備機構において、中小企業が物流効率化の検討を行う際に適切なアドバイスのできる専門家を派遣するとともに、物流効率化の事例をもとに講習会等を実施した(予算額 31 百万円)。

(2) 物流効率化推進事業

組合及び任意団体等が、物流機能の強化を図るために実施する共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業について補助を行った。また、調査研究事業及びシステム設計事業を実施した組合等が、他の事業者にも物流効率化の重要性を認識させるために必要となる実験的運営事業についても補助を行った(予算額 165 百万円)。

(3) 中小企業物流連携支援事業

消費者ニーズの多様化・高度化等流通構造の変化に的確に対応することを目的とした製・配・販による連携が活発化しており、これら中小企業の自主的な取組を支援するため、メーカー・卸・小売一体となった物流機能強化の取組に必要な経費について補助を行った(予算額 60 百万円)。

(4) 中小企業流通業務施設等ソフトインフラ整備事業

中小企業者が物流の効率化を推進するために不可欠な情報基盤である商品コード、標準情報システム開発等公共データベースの構築、維持、普及等について、財団法人流通システム開発センターが取り組む事業について補助を行った(予算額 114 百万円)。

6. 技術開発の促進

我が国のものづくりを担うやる気と能力のある中小企業が元気になることが経済の活性化や国際競争力の強化には必要不可欠であり、優れた技術力により世界トップを

占める中小企業を多数輩出するため、新事業・新分野に果敢に挑戦する中小企業の技術開発を強力に支援した。

6. 1. 技術革新の促進

(1) 中小企業技術革新制度（S B I R）

新事業創出促進法に基づき、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として指定し、中小企業者等に対する特定補助金等交付に関する支出の目標等を策定し、中小企業者等への支出の機会の増大を図った。さらに、その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免措置、特別の貸付制度、信用保証の特例などの措置により支援を行った。

(2) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（再掲）

高い新規性を有するが事業化リスクを伴う中小企業等の技術シーズ、ビジネスアイデアを市場につなげるため、中小企業等が行う実用化研究開発に要する経費や事業化に向けた販路開拓等に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施し、創業・新事業展開を支援した（予算額 3,387 百万円）。

(3) 戦略的基盤技術力強化事業

我が国製造業全体の競争力強化や経済活性化に資すると考えられる中小企業が主たる担い手である基盤的分野について、特に戦略的に支援すべき技術テーマを選定し、中小企業とそのユーザー企業（自動車・電機等）、大学等からなる共同研究体に、中小企業基盤整備機構から委託する。2003 年度より、金型分野とロボット部品分野について、集中的に技術開発を実施した（予算額 3,172 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

(4) 創造技術研究開発事業・地域活性化創造技術研究開発事業

中小企業等が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発を促進し、中小企業製品の高付加価値化等を図るため、研究開発等に要する原材料費、機械装置費、技術指導受入費等の経費について、国から直接の場合 2 分の 1（創造技術研究開発事業）及び都道府県を通じた場合 3 分の 2（地

域活性化創造技術研究開発事業）の補助を行った（予算額 4,162 百万円）。

(5) 課題対応技術革新促進事業

新規事業・雇用の創出を促進し、活力ある我が国経済を実現するには、産業の核となる新たな技術を生み出すことが不可欠であり、技術開発を一層強力に進めることが必要である。このため、関係省庁が連携し、中小・ベンチャー企業に対し、経済・社会ニーズに即応した技術開発課題を提示し、公募を行い、優れた提案について、中小企業基盤整備機構から研究開発を委託した（予算額 441 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

(6) 地域中小企業知的財産戦略支援事業

独自の基盤技術を持ち、今後、自ら経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図っていく中小企業に対し、知的財産専門家を派遣し、知的財産戦略づくりを支援するとともに、参考となる情報を提供した（（ア）及び（イ）の予算額計 300 百万円）。

(ア) 知的財産戦略策定支援事業

都道府県等中小企業支援センターが、知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援した。

(イ) 知的財産権活用モデル事業

中小企業基盤整備機構が、各地域の知的財産の専門家を活用しつつ、経営戦略の一環として知的財産を有効活用しているモデル的な中小企業の成功事例を創出するとともに、それに係る事例について、情報提供・普及啓発等を行った。

(7) 中小企業等特許先行技術調査支援事業

中小企業等からの審査請求前の特許出願について、出願人本人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を実施し、審査請求するか否かを判断する際の参考となる情報を提供した（予算額 236 百万円）。

(8) 産業技術実用化開発補助事業

科学技術基本計画における重点分野等の戦略的技術領域・課題に係る技術の実用化開発を行う民間企業等に対して、新エネルギー・産業技術総合開発機構が広く公募を行い、優れたテーマに対して技術開発費用の3分の2又は2分の1の補助を行った。採択テーマの選定にあたっては、スピンオフ・ベンチャー、大学等発ベンチャー企業に対して重点化を図った（予算額7,010百万円）。

6. 2. 産学官の連携の促進

産学官連携による技術開発・事業化を以下のような計画・事業により、強力に推進した。

(1) 産業クラスター計画の推進

産学官のネットワーク形成等（予算額4,024百万円）や地域の特性を活かした技術開発等の推進（予算額38,486百万円）、起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）の整備等（予算額6,519百万円）を行うことにより、産業クラスター計画を推進した。

(2) 地域新生コンソーシアム研究開発事業【中小企業枠】

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した中小企業を中心とする産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施した（予算額1,945百万円）。

(3) 中小企業技術開発産学官連携促進事業

ものづくりを支える地域の中小企業が抱える技術的課題を解決するため、公設試験研究機関を中心とした産学官の連携の下に、地域における中小企業の技術開発力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進した（予算額246百万円）。

(4) 独立行政法人産業技術総合研究所における中小企業創造技術研究開発

独立行政法人産業技術総合研究所において、大学及び公設試験研究機関と連携しつつ、活力ある中小企業の支援・育成を行うための研究開発、中小企業との共同研究及び中小企業への技術移転を含む総合的な技術支援を行った（予

算額882百万円）。

(5) 大学発事業創出実用化研究開発事業

大学の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発に対し、中小企業等が研究資金を拠出すること、事業化計画が明確であること等を要件として、研究開発の管理を行うTLO等を通じ、研究開発等に必要な資金の一部を補助した（予算額2,602百万円）。

(6) 大学発ベンチャー経営等支援

優れた技術を有するものの、経営面でのノウハウに欠けがちな大学発ベンチャーに対し、技術のコーディネート役を務めるTLO等を介して専門家（法務、財務、経営の専門家）を派遣した（予算額200百万円）。

(7) 大学等技術移転促進費補助金

大学等の研究成果の円滑な技術移転を図るため、1998年に施行された「大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、実施計画が承認されたTLO（承認TLO）に対して、技術移転事業に必要な資金の一部を補助した（予算額896百万円）。

(8) 大学発ベンチャー創出のための事業

ベンチャーを起こす際の技術になる成果をもたらすと期待される大学等の研究者等が行う研究開発に必要な資金を支援した（予算額4,331百万円）。

(9) 研究成果最適移転事業

研究開発型の中堅・中小企業が有する新技術コンセプト（大学、独立行政法人等の研究成果に基づいて生まれた新しい産業を生み出す可能性のある技術的な概念や製品構想）を、企業、大学等が協力して、試作品として具体的な形とすることや実用化に向けて必要な可能性試験・実証試験等を実施することにより育成した（予算額1,184百万円の内数）。このほか、大学等の研究成果を中小企業等で企業化開発を行う委託開発事業を実施した。

7. 小規模企業支援対策の推進

小規模企業は、我が国経済の発展を支える原動力となっているのみならず、特に地域経済社会においては、地元の

資源や技術の活用、雇用の場の提供等地元に密着した活動を通じて、大きな役割を果たしてきている。

一方で、小規模企業は、中小企業一般に比して経営基盤が脆弱であるなど経営全般にわたり小規模性ゆえのハンデを抱えており、生産性等の面での格差につながっている。

このため、小規模企業の経営基盤や経営形態の実態に即して、経営資源の確保の円滑化等競争条件の整備や経営の改善に向けた前向きな自助努力の支援を行った。

7. 1. 小規模企業支援事業の充実

(1) 商工会議所法及び商工会法の改正

市町村合併の動きが加速する中で、各地域における中小企業の支援等を行っている商工会議所及び商工会が、商工業の実態に即して組織を円滑に再編できるように、商工会議所同士の合併規定を創設したほか、合併が円滑に進むよう商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の所要の措置を講じた。

(2) 経営改善普及事業

消費者ニーズの高度化・多様化、技術革新、情報化、国際化の進展など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、引き続き全国の商工会・商工会議所に経営指導員等を配置し、相談に対するきめ細かい対応や、ニーズに応じた専門家の派遣などを実施し、小規模事業者の経営改善を支援した。

また、こうした支援を円滑かつ効果的に実施するため、全国団体や都道府県連合会を通じた指導を行った。

(ア) 経営指導員等による指導事業の実施

全国の商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、小規模事業者への経営指導を行うとともに、こうした支援を円滑かつ効果的に実施するため、全国団体や都道府県商工会連合会を通じた指導や指導施設確保等の指導環境整備などを実施した（予算額 8,255 百万円）。

(イ) 専門的な相談への対応

業種別問題、専門的問題あるいは広域的な問題等に対する指導体制を強化、確立するため、都道府県商工会連合会等に専門経営指導員等を設置するとともに、専門経営指導員では対応困難な相談案件等について、専門的知識・技術について深い見識を有する専門家を小規模事業者の経営の現場に直接派遣する事業（エキスパートバンク）を実施

した（予算額 651 百万円）。

(ウ) 若手後継者等育成事業

商工会青年部・女性部が実施する、若手後継者等に対する研修会等の自主的な活動を支援することで、小規模事業者の活性化を図った（予算額 989 百万円）。

(エ) 地域振興事業

商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会が、新たな特産品開発、観光開発等を行うとともに、物産展開催事業（むらおこし物産展）、地域特産品等常設展示（むらおこし館）、ふるさと情報発信事業（ふるさと情報館）の実施を通じて、広く情報を発信し、小規模事業者の新たな事業機会の創出や、地域経済社会の活性化を図った（予算額 629 百万円）。

(オ) 商工会等広域連携対策事業

商工会同士あるいは一定の基準を満たした商工会議所同士の合併環境整備の一環として、指導施設の改修及び増改築費、備品費、移転費用、合併に関する情報発信費等に要する経費を補助した（予算額 19 百万円）。

(3) 創業・経営革新支援策の充実

(ア) 創業塾の開催（再掲 「2004 年度において講じた中小企業施策」 3. 3. (2) (イ)）

(イ) 新創業融資制度（再掲 「2004 年度において講じた中小企業施策」 3. 2. (1)）

(ウ) 地域中小企業支援センター（再掲 「2004 年度において講じた中小企業施策」 4. 1. (3)）

(4) 経営指導員の資質向上

都道府県商工会連合会、幹事商工会議所において、経営指導員に対する経営革新支援研修等を実施するとともに、経営指導員が中小企業大学校の中小企業診断士養成コース（1 年間）等に参加するための派遣費用を補助した（予算額 194 百万円）。

また、小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導を一層充実させるため、全国商工会連合会に対し、経営指導員等を対象とした全国統一のカリキュラムによるインターネット上での研修システムの開発・運営に要する費用を補助し、研修及び研修評価試験を実施した（予算額 182 百万円）。

(5) JAPAN ブランド育成支援事業

(再掲 「2004 年度において講じた中小企業施策」 3.

4. (1))

(6) 後継者人材マッチング促進事業

(再掲 「2004 年度において講じた中小企業施策」 2.

4. (1))

(7) まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業

小規模事業者等の資金調達手段の多様化を進めていくことが重要であることから、都道府県商工会連合会、商工会、商工会議所が間接金融に頼らない資金の調達機会となる場を設けるモデル事業を実施し、事例とノウハウの蓄積を図った。また、蓄積したノウハウについて、マニュアル・事例集を作成し普及を図った（予算額 76 百万円）。

7. 2. 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

担保・信用力に乏しい小規模企業者の資金調達の円滑化を図るため、各商工会・商工会議所の経営指導員の経営指導を受けた小規模企業者に対して、国民生活金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う本制度について、厳しい経済状況や雇用情勢等を踏まえ、所要の貸付規模（5,500 億円）を確保するとともに、貸付限度や貸付期間の特例措置等を引き続き実施した。

7. 3. 小規模企業共済事業

小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とした小規模企業共済法に基づく小規模企業共済事業を引き続き推進するとともに、普及・加入促進運動を強力に推進した。このため実施主体である中小企業基盤整備機構において、業務の円滑な遂行のための運営費を交付した（予算額 5,482 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

7. 4. 小規模企業設備資金制度

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進を図るため、設備資金貸付事業及び設備貸与事業を実施した（設備資金貸付事業：貸付規模 21,315

百万円 設備貸与事業：貸与規模 39,281 百万円）。

8. 中小企業連携組織対策

(1) 中小企業組合制度の一層の活用

中小企業組合は、最低資本金規制がなく、有限責任の下で法人格が得られる組織であるため、近年では、企業をリタイアした人材や高齢者、主婦等が簡易な創業のために利用するケースが増加している。また、中小企業が異なる技術・人材等の経営資源を持ち寄り、連携して研究開発等を実施するケースも増えている。

創業による雇用と産業の創造は中小企業政策の大きな柱であり、以上のような特性を有する中小企業組合が一層活用されるよう、制度の見直しを検討するとともに、その普及を重点的に行った。

(2) 中小企業団体中央会の事業の効率化

中小企業が組合等の連携組織を活用して生産性の向上等を図ろうとする活動に対し、中小企業者団体中央会を通じて支援を行った。

特に、組合が中小企業にとって事業創出・経営革新等を円滑に図れる組織となるよう、組合の設立・運営指導に加え、組合の潜在的なニーズ等について幅広く対処した。

また、都道府県中小企業団体中央会及び全国中小企業団体中央会の事業の整理統合化により、事業の効率化を図った（予算額 1,856 百万円）。

(3) 高度化融資による設備資金の支援

中小企業基盤整備機構は、都道府県と協力して、事業協同組合等が工場団地、共同店舗等の共同事業の用に供する施設を整備する場合に、その必要な資金の一部を長期・低利で融資した。

9. 下請中小企業対策・官公需施策等の推進

9. 1. 下請中小企業対策

(1) 下請取引の適正化

(ア) 下請取引の適正化を推進するため、公正取引委員会等との緊密な協力の下、「下請代金支払遅延等防止法」

(以下「下請代金法」という。)に基づき、約 40,300 件の親事業者に対する書面調査及び約 1,220 件の立入検査等を実施し、下請代金法違反のおそれがみられた事業

者（約 1,000 件）に対し改善指導を行った（ただし、件数は 2004 年 4 月から 12 月までのもの）。

（イ）下請関係法の普及啓発のため、下請取引改善講習会を 34 会場にて開催し下請取引体制整備の促進を図った（予算額 54 百万円）。また、下請取引改善セミナーを 6 会場にて開催した（予算額 10 百万円）。

（ウ）このほか、2004 年 11 月から「下請取引適正化特別対策」を実施し、「下請代金法」の改正により追加された情報成果物作成委託及び役務提供委託を含め、「下請代金法」の対象となる下請取引の適正化の徹底を図った。この一環として、2004 年 11 月 29 日付けで親事業者約 22,700 社、関係事業者団体約 600 団体に対し、通達（「下請取引の適正化について」）を発出し、「下請代金法」の遵守等を要請した。

（2）下請中小企業の自助努力支援

（ア）取引あっせん、商談会による販路開拓支援

（A）取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、各企業の現況、業種、設備、技術など、その条件に見合った発注企業を県内及び県外から紹介し、取引のあっせんを行った（2004 年 12 月末までの取引あっせん件数は、1,822 件）。また、インターネットを通じた「取引マッチングシステム※」の活用を奨励することにより、受発注企業の情報交流を支援した（2004 年 12 月末現在のマッチネット登録企業数は約 7,300 社）。

※URL：<http://matchnet.zenkyo.or.jp/>

（B）緊急広域商談会開催事業

大企業の大規模なリストラクチャリング等により影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した（2004 年度は 3 会場、約 500 社が参加）。

（イ）脱下請人材育成事業

脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象として、自立化するためのノウハウ（自立化のために必要な製品開発能力、マーケティング・経営戦略等）を習得するための短期集中研修を 11 府県にて実施した。

（3）親事業者と下請事業者との協力

下請中小企業振興法に基づき、下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、次の措置を講じた。

（ア）振興基準に基づく指導・助言

2004 年 11 月 29 日付けで、関係事業者団体約 600 団体に対し、通達（「下請事業者への配慮等について」）を発出する等により、親事業者及び下請事業者がよるべき一般的基準（「振興基準」）の周知徹底等を要請した。

（イ）振興事業計画に係る支援

「振興事業計画」に係る助成措置等について普及を行った。

9. 2. 官公需確保対策等の推進

（1）官公需確保対策

「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のための施策について、周知徹底を図った。

（2）事業活動の機会の適正な確保

中小企業の事業活動の機会の適正な確保のため、「小売商業調整特別措置法」及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の厳正な運用を図った。

（3）独占禁止法による不公正な取引方法の規制

不公正な取引方法を含む独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、中小企業からの不公正な取引方法に関する相談に積極的に応じた。また、どのような行為が独占禁止法に違反するかをできる限り具体的かつ明確に示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（1991 年 7 月）等のガイドラインについて、引き続きその周知徹底に努めた。

大規模小売業者と納入業者との取引について優越的地位の濫用規制の観点から調査（2005 年 2 月公表）を実施し、調査において納入業者から納入取引の問題行為の指摘が多くみられたので、関係業界団体に対して、大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為が行われることのないよう独占禁止法遵守体制の改善等を要請した。

10. 中小企業経営安定対策

経済環境の変化、自然災害等の外部的要因により経済的に影響を受けた中小企業者の経営安定を図るために必要な対策を講じた。

10. 1. 中小企業の災害対策

(1) 2004 年度に発生した災害に係る対策

7月豪雨（新潟県、福井県）台風10号、15号、16号、18号、21号、22号、23号関連及び新潟県中越地震の被災中小企業者対策として、商工会議所、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口の設置、政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用などの支援措置を講じ、中小企業に対する影響が大きかった7月豪雨（新潟県、福井県）、台風16号、21号、23号及び新潟県中越地震についてセーフティネット保証（4号）を発動した。

さらに、7月豪雨（新潟県、福井県）、台風23号、新潟県中越地震を激甚災害に指定し、被害を受けた市町村に事業所を有する中小企業者に対して、「激甚災害法」に基づく中小企業関係特例措置（災害関係保証等）を適用するとともに、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ措置を行った。また、新潟県中越地震の被災地における事業協同組合等が行う生産・加工施設、アーケード等の共同施設災害復旧事業に要する経費の一部を補助する措置を講じた。

(2) 阪神・淡路大震災対策

1995年阪神・淡路大震災により被災した中小企業者の再建・復興のため、政府系金融機関による災害復旧貸付制度の適用期間の延長措置を講じた。

(3) 三宅島噴火対策

2000年三宅島噴火災害の被災中小企業者に対し、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ措置や、特に著しい被害を受けた中小企業者に対して国と地方自治体が協力して無利子となる措置等を引き続き講じた。

10. 2. 中小企業の経営安定の支援

2003年12月の米国でのBSE罹患牛の発見による牛肉の輸入停止、2004年1月のタイ、中国等での高病原性鳥インフルエンザ発生による家きん肉等の輸入停止及び

2004年1月以降国内での高病原性鳥インフルエンザ発生に対し、経済的に影響を受けた中小企業者対策として、商工会議所、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口の設置、政府系中小企業金融機関のセーフティネット貸付及び信用保証協会のセーフティネット保証を引き続き講じた。

また、中小企業基盤整備機構が、引き続き中小企業倒産防止共済事業の運営を行った（予算額1,149百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

10. 3. 中小企業の企業年金対策

制度改正により2012年3月末で廃止される税制適格退職年金制度から他の退職給付制度への早期移行を促進するために、確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度等の概要や適格年金からの移行手続などを記載したパンフレットを作成し、中小企業者に配布した。

11. 中小企業税制

我が国経済の基盤を形成する中小企業者が、多様で活力ある成長発展を図ることを支援するため、設備投資の促進、内部留保の充実、事業承継の円滑化等の観点から、きめ細かな税制面の支援を行った。

11. 1. 中小企業関連税制

2004年度税制改正においては、最近の経済情勢等を踏まえ、中小企業の事業承継の円滑化や財務基盤の強化等を図るため、以下のような措置を講じた。

(1) 中小企業の事業承継の円滑化

(ア) 事業承継税制の拡充

中小企業の自社株に対する相続税の課税価格の軽減措置について、対象となる株式等の価額の上限を3億円から10億円に引き上げた。

(イ) 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、みなし配当課税（最高50パーセントの税率で総合課税）を行わず、株式等に係る譲渡益課税（20パーセントの税率で申告分離課税）の対象とする特例を創設した。

(ウ) 非上場株式に係る譲渡益課税の軽減

個人が非上場株式を売却した場合の譲渡益課税の税率を、26 パーセントから 20 パーセントに引き下げた。

(2) 欠損金にかかる制度の見直し

中小法人を含む全法人について、2001 年度以降に発生した欠損金の繰越控除の繰越期間を 5 年から 7 年に延長した。

(3) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械・装置等について、取得価額の 7 パーセントの税額控除又は 30 パーセントの特別償却を認める制度（7 パーセント税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ対象。リースの場合はリース費用総額の 60 パーセントが税額控除の対象）について、対象となる特定の器具・備品（9 品目）の取得価額要件を見直した上で、適用期間を 2 年間延長した。

(4) エンジェル税制の拡充

エンジェル税制の対象に、従来の特定中小会社に加え、証券会社（グリーンシート・エマージング）や投資ファンドを通じて投資がなされたベンチャー企業を追加するとともに、新たに追加されたベンチャー企業については、新たな事業を実施するための研究開発費等の支出要件及び外部資本に関する要件を不要とした。また、未公開段階でも M&A など特定の要件を満たした譲渡については、譲渡益を 2 分の 1 に軽減する特例の対象とした。

1 1. 2. 消費税中小企業者特例見直し対応円滑化対策

消費税に係る中小事業者に対する特例（事業者免税点制度、簡易課税制度）の見直し及び消費者に対する価格表示における総額表示の義務化に伴い、小規模事業者や中小小売業者、下請企業及び納入業者等が円滑に対応できるよう、引き続き、講習会の開催、税務相談、記帳指導等、きめ細かな支援を行った（予算額 3,063 百万円）。

1 2. 中小企業国際化対策

海外事業展開等の経営の国際化は、グローバル化が進展する中であって、我が国中小企業にとって重要な経営上の選択肢の一つであり、情報力・人材等の面でハン

デを抱える中小企業にとって、国際化の円滑化は経営基盤を強化する上で重要な課題である。こうした認識のもとで各種支援策を実施した。

また、我が国中小企業の海外における事業環境の整備・改善を念頭に、中小企業施策等について 2 国間及び多国間で政策対話等を行った。

(1) 海外展開の円滑化

中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、日本貿易振興機構等において、中小企業の海外展開に関する調査、情報提供、セミナー開催、アドバイス等を実施した。

また、(財)海外技術者研修協会、(財)交流協会において、現地人技術者・管理者、日本人駐在員・指導員等を育成するとともに、(財)海外貿易開発協会において、海外現地法人等への専門家派遣、インターンシップ派遣を実施した。

(2) 貿易の円滑化

日本貿易振興機構において、中小企業に対する輸出促進の観点から海外で行われる国際見本市・展示会への出展に対する支援及び在外コーディネーターを活用した海外有望企業とのマッチングや個別商談に対する支援を実施した。

(3) 国際協力

政府として、APEC、OECD 等の国際会議に参加し、中小企業の事業環境整備等についての意見交換を行った。

1 3. 雇用・福祉対策の推進

1 3. 1. 労働対策の推進

(1) 雇用の安定・促進

(ア) 中小企業の活力を活かした新たな雇用機会の創出支援

良好な雇用機会の創出を図るため、中小企業労働力確保法に基づき、創業・異業種進出を行うなど活力ある中小企業の人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動への支援を積極的に推進した。

さらに、新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、新規・成長分野の企業等を対象として、各種セミナーや求職者との面接会の開催等を通じたきめ細かな情報提供・相談援助等の支援措置を総合的に実施した。

(イ) 労働者の雇用維持対策

景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して雇用調整助成金を支給した。

(ウ) 建設労働者の雇用対策

建設労働者の雇用状態の改善、職業能力の開発及び向上、福祉の増進を図るため、建設雇用改善助成金をはじめとした総合的な雇用改善対策を推進した。

また、建設労働者の円滑な労働移動に対する総合的支援（「建設雇用再生トータルプラン」）を展開した（7,243百万円）。

(エ) 高齢者雇用対策

(A) 定年の引上げ、継続雇用制度等による65歳までの雇用の確保

(B) 高齢者雇用関係助成金の支給

(オ) 障害者の雇用の促進

(A) 法定雇用率達成のための取組の推進

(B) 障害者の雇用の促進及び職業の安定のための助成金の支給

(2) 人材育成対策の推進

(ア) 事業主等の行う能力開発推進体制の整備

(A) 職業能力開発推進者講習、全国職業能力開発促進大会の開催等企業内の職業能力開発の推進の支援

(B) キャリア形成促進助成金制度による企業内の職業能力開発に要する費用の助成

(C) 中小企業に対する職業能力開発に関する情報提供・相談援助、地域職業訓練センターの設置・運営

(D) 認定職業訓練を行う中小企業事業主等に対する補助

(イ) 公共職業訓練の推進

(A) 中小企業労働者・離転職者等に対する職業訓練の推進

13. 2. 福祉事業の推進

(1) 労働時間短縮及び安全と健康確保対策等の推進

(ア) 労働時間短縮対策

(A) 年次有給休暇の取得促進

(B) 所定外労働の削減

(イ) 労働者の安全と健康確保対策

(A) 中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進

(B) 小規模事業場における健康確保対策の推進等

(ウ) その他の労働条件向上対策

(A) 賃金の支払確保対策の推進等

(B) 最低賃金対策の推進

(C) 賃金・退職金制度改善対策の推進

(2) 職業生活と家庭生活との両立と女性の能力発揮を可能にする環境の整備

(ア) 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(A) 「次世代育成支援対策推進法」及び「育児・介護休業法」の円滑な施行

(B) 育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備

(イ) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

(A) 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進（予算額245百万円）

(B) ポジティブ・アクションの推進（予算額243百万円）等

(C) セクシュアルハラスメント防止対策の推進（予算額167百万円）

(ウ) パートタイム労働対策の総合的な推進

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び同法に基づく指針の一層の定着に努めるとともに以下の事業を行った。

(A) 中小企業事業主及び中小企業事業主団体に対する短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給（予算額489百万円）

(B) パートタイム労働に係る労働力需給調整機能の強化等

(3) 勤労者福祉対策等の総合的な推進

(ア) 勤労者財産形成促進制度の普及促進

(イ) 中小企業退職金共済制度の普及等の推進

(ウ) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の推進

(エ) 勤労青少年福祉対策の推進（予算額44百万円）

(オ) 勤労者マルチライフ支援事業の促進対策

勤労者のボランティア活動への参加に向けての基盤整備等

(カ) 中小企業福祉事業等

都道府県が行う人事・労務管理改善のための事業の補助（予算額 256 百万円）

(4) 労働関係の個別化・複雑化への対応

個別労働紛争解決制度を推進した。

1 4. 特別対策

1 4. 1. 業種別特別対策

(1) 繊維産業対策

我が国の繊維産業は、繊維の国内需要が低迷し、中国等からの安価な輸入品が量的に大きなシェアを占めるなど、非常に厳しい状況である。こうした状況を打開するため、繊維産業において今後 5 年間に構造改革を本格的かつ集中的に行うことが不可欠とする新繊維ビジョンを取りまとめ、これに基づき、次の施策を講じた。

(ア) 川中の構造改革の推進

- (A) 中小繊維製造事業者自立事業の実施
- (B) 中小繊維製造事業者が行う展示会等への支援（予算額 560 百万円）
- (C) SCM（サプライ・チェーン・マネジメント）の推進（予算額 50 百万円）

(イ) 輸出振興の強化

テキスタイル、アパレルそれぞれの海外展示会において、我が国の繊維産業が一丸となった出展を実現し、その他の海外展示会を支援（予算額 750 百万円の内数）。

(ウ) ファッション・クリエイション力の強化

相互に有機的に連携させつつ、国内展示会、海外展示会、新人デザイナーの発掘を支援した（予算額 750 百万円の内数）。

(エ) 技術開発支援の強化

新しい差別化系、加工技術、染色技術等の技術開発を支援した（予算額 485 百万円）。

(オ) 人材育成の効果的な実施

中小繊維製造事業者が自立し、自らマーケットに販売するために必要な高度専門人材（マーチャンダイザー、パターンナー等）の育成を支援した（予算額 69 百万円）。

(2) 伝統的工芸品産業の振興対策

我が国には、全国各地に、伝統的な技術・技法を用いて伝統的工芸品を製造する数多くの産地が存在しており、国民生活に豊かさと潤いを与える産業として、また特色ある地域づくりに貢献する産業として、従来からその振興を図ってきたところであるが、伝統的工芸品産業に係る需要の伸び悩み、従事者数の減少、後継者不足等の問題に直面している。

このため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、次のような振興施策を行った。

(ア) 上記法律に基づき、伝統的工芸品への指定申出があった工芸品（川尻筆）について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定を行った。

(イ) 次の事業に対し補助を行った（予算額 1,025 百万円）。

(A) 伝統的工芸品産業産地の行った事業

- (a) 振興計画に基づき行う後継者育成事業及び需要開拓等事業
- (b) 共同振興計画に基づき行う需要開拓等共同振興事業
- (c) 活性化計画及び連携活性化計画に基づき行う活性化事業
- (d) 支援計画に基づき行う人材育成・交流支援事業及び産地プロデューサー事業

(B) 伝統的工芸品産業振興協会の行った事業

- (a) 伝統的工芸品展 W A Z A 2005 の開催
- (b) 人材確保育成事業（産地プロデューサー登録・マッチング事業及び伝統的工芸ふるさと体験・交流事業）
- (c) 需要開拓事業
- (d) 全国伝統的工芸品センター事業
- (e) 伝統的工芸品産地調査・診断事業及び児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業等

(ウ) 「伝統的工芸品月間」である 11 月に、伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、次のような普及・啓発事業を実施した。

- (A) 伝統的工芸品月間国民会議全国大会と同地区大会（全国 8 地区）の開催
- (B) 「伝統工芸ふれあい広場」の開催
- (C) 伝統的工芸品月間図画・作文コンクール等の実施

(エ) 伝統的工芸品基盤整備調査等事業（予算額 21 百万円）

伝統的工芸品の生産基盤の確立を図るため、伝統的工芸品の生産に不可欠な用具・原材料等について調査を行うとともに、代替原材料や新たな生産技術等について調査・研究等を行った。

(3) ベトナム産品等対策

政府の決定で 1992 年末をもって、唯一の原材料であるタイマイの甲羅輸入が禁止されたことにより大きな影響を受けている中小ベトナム産品事業者の原材料確保対策として、(社)日本ベトナム産品協会が行う次の事業への補助を行った(予算額 115 百万円)。

- (A) 国内タイマイ保護・増養殖事業
- (B) 原産国等資源保護調査事業
- (C) ワシントン条約対策委員会及び関係国際機関等派遣事業

(4) 中小雑貨産業対策（意匠・デザイン保全事業）

中小・小規模企業を中心とする我が国生活用品（雑貨）産業の振興のため、全国中小企業団体中央会から、意匠・デザイン保全事業を実施する団体に対し、次の事業を補助した。

(ア) 内外資料整備（1.7 百万円）

内外のデザイン関係図書、雑誌、カタログ、工業所有権公報等の収集等関係資料の整備を行った。

(イ) 意匠保護体制整備（35 百万円）

デザイン（意匠）及び商標の保護制度の充実のため、相談窓口の設置、対策マニュアルの作成、普及・啓発等を行うとともに、海外諸国における意匠及び商標権の取得を支援した。

(ウ) 意匠模倣排除支援（39.7 百万円）

業界のデザイン保全制度の確立・運用により、模倣品の流通を防ぎ、模倣品を市場から排除するなどの事業を支援した。

(エ) 模倣輸入品急増対策（15.7 百万円）

海外からの日本製品の模倣品輸入の実態把握・対策の検討、国内製造業者等を対象とした模倣品流入予防のためのセミナーを開催した。

(5) 生活衛生関係営業対策

(ア) 生活衛生関係営業対策

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じて、その衛生的水準の維持向上を図り、併せて利用者と消費者の利益を擁護することを目的として設置した生活衛生営業指導センターにおいて、2004 年度は、時代の要求に即した生衛業の振興を図るため、次の事業を実施した。

- (A) 後継者確保、環境保全、協同・協業化といった諸問題についての検討会を開催する経営基盤支援事業（予算額 4 百万円）
- (B) 生衛業の衛生状況・サービス等についての消費者モニターの設置、消費者と生衛業者との情報交換会議を実施する消費者モニター等事業（予算額 5 百万円）
- (C) 商店街等の生活圏単位の街づくりを支援するための検討会の開催、意識調査、生衛業マップの作成等を行うまちおこし推進事業（予算額 9 百万円）
- (D) 飲食店や旅館業等における食品リサイクルシステムを構築するための事業及び生活衛生同業組合連合会等の自主的活動により消費者のサービスの向上、地域の福祉増進、人材の育成、衛生水準の向上等の事業（予算額 208 百万円）

(イ) 生活衛生関係営業に対する貸付

国民生活金融公庫（生活衛生資金貸付）において、2,300 億円の貸付枠を確保した。また、沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、40 億円の貸付枠を確保した。

- (A) 振興事業特別利率適用品目の追加等
毛髪・頭皮関連機器（美容業）を追加した。
- (B) 特例貸付の改善
健康・福祉増進関連施設貸付に係る「福祉増進資金」の対象施設設備に子育て支援対応施設を追加した。
- (C) 特別貸付の改善
衛生環境激変対策特別貸付に係る貸付限度額「別枠 1,000 万円」を「衛生環境の激変の事由ごとに別枠 1,000 万円」に改めた。
- (D) その他
 - (a) レジオネラ症発生防止対策の一環として、レジオネラ症対策資金に限りその他公衆浴場業を国民生活金融公庫（生活衛生資金貸付）の貸付対象に追加した。

- (b) 新創業融資制度に係る貸付限度額を「550 万円」から「750 万円」に引き上げた。
- (c) 第三者保証人等を不要とする融資に係る貸付限度額を「1,100 万円」から「1,500 万円」に引き上げた。

(6) 中小農林水産関連企業対策

(ア) 中小農林水産関連企業の近代化

(A) 農林水産関連企業等に対する補助等

- (a) 地域食品産業の役割・機能強化を図るため、食品産業の創意工夫を活かした新たな取組提案に基づき、消費者の多様なニーズを起点にした健康志向に配慮した食品や地域農業と連携した特色ある食品などの製品化・事業化を支援するとともに、「ブランド・ニッポン」農産物等の生産に取り組む地域農業との連携、地域における産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携による食品産業分野の共同技術開発のためのプラットフォームづくりに対する支援等を推進した（予算額 321 百万円）。
- (b) 食品製造業における国産食材の活用促進のための国産農産物の加工適性の向上や機能性の解明等に係る技術の開発等を支援した。さらに食品産業における先端技術の開発導入等、技術革新を推進するため、発酵法による新規機能性食品成分の生産技術、発酵食品の品質・生産性向上技術等の開発を支援した。また、中小食品製造事業者等に対し、食品の製造過程の管理の高度化（HACCP 手法；危害分析・重要管理点方式）を更に促進するため、人材育成の研修会や技術情報の提供による支援を行った（予算額 804 百万円）。
- (c) 食品事業者等に対して、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の趣旨の徹底、再生利用等への取組の啓発を行うとともに、モデル的な食品リサイクル施設の整備を行った（予算額 1,114 百万円）。このほか、外食店舗における食品残さの高度利用を促進するため、一時処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を推進した（予算額 9 百万円）。

また、家庭から発生する廃食用油の効率的な回収システムを構築するため、自動発信回収ポストを利

用した実証実験を行うとともに、消費者等に対し食用油の適切な利用法等の普及啓発を行った（予算額 10 百万円）。

容器包装廃棄物のリサイクル等の推進については、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化義務を負う食品製造・販売事業者等に対し、容器包装リサイクル法等の制度の普及啓発を実施し、その定着化を図った（予算額 29 百万円）。

さらに、食品産業における環境対策の総合的な推進を図るため、環境自主行動計画の普及推進等食品産業の主体的な環境対策への取組の支援を実施した（予算額 10 百万円）。

- (d) 外食産業の近代化を図るため、(財)外食産業総合調査研究センター等が行う調査研究、情報化の推進及び食品リサイクルの推進を図る事業等に対し補助した（予算額 66 百万円）。

- (e) バイオテクノロジー戦略大綱がかかげる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、産学官の連携のもと、イネゲノム（イネの遺伝情報）の解読成果等の実用化・産業化研究を推進した（予算額 1,000 百万円）。

また、農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、民間企業等が取り組む実用化技術開発を支援した（予算額 560 百万円）。

さらに、異分野の研究者が画期的な技術や地域資源を活用して行う共同研究を推進するとともに、ベンチャー（新技術を軸に創造的・革新的な経営を展開する企業）の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を総合的に実施した。（予算額 1,760 百万円）

- (f) 木材利用の推進を図るため、民間企業等に対する公募式による革新的な新技術・新製品の開発、環境にやさしい木材保存処理技術の開発、間伐材等を有効に活用する技術の開発等を行った（予算額 349 百万円）。

- (g) 木材産業の経営革新を促進するため、事業の合理化に伴う設備廃棄に必要な撤去費用への助成を行うとともに環境保全や加工・流通の合理化等に対応した施設整備等を促進した（予算額 106 百万円）。

- (h) 住宅への地域材利用を促進するため、森林所有

者から住宅生産者までの関係者の連携強化による「顔の見える木材での家づくり」や住宅リフォームに対応した内装材の開発等を行った（予算額 340 百万円の内数）。

- (i) 消費者に安全・安心な水産物が提供されるよう水産加工場へのHACCP手法の導入を促進するとともに、産地市場等における衛生管理向上のための具体的基準を定め、その実現に向けた活動を支援するほか、水産加工品の低塩・高水分化に対応した新たなマニュアルを策定する等の施策を総合的に講じた。

また、HACCP導入のための環境整備を図るため、各事業者の衛生管理レベルの判定を行う基準として、「HACCP型衛生管理レベル判定基準」（案）を策定し、同基準（案）に基づき、水産加工場の衛生管理の現状調査を実施した（予算額 167 百万円）。

- (j) 水産加工工程及び流通過程における効率化を図るため、水産物の流通及び処理・加工技術の開発を行う水産加工流通合理化技術の開発に対し助成（予算額 9 百万円）するとともに、最先端の生物工学的技術等を活用して、水産資源を有効に利用するため水産資源循環型利用技術の開発に対し助成した（予算額 18 百万円）。さらに、品質の劣化が著しい水産加工残滓等を高鮮度で収集し、より高度に再生・利用するシステム及びリサイクル技術を開発した（予算額 8 百万円）。

(B) 農林水産関連産業に対する金融措置等

- (a) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営改善を図るための資金を農林漁業金融公庫等から融資した。
- (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、HACCP手法の導入を促進するため、食品企業の製造過程の管理の高度化に必要な施設整備に対し、農林漁業金融公庫から融資した。
- (c) 特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用を推進するための資金を農林漁業金融公庫から融資した。
- (d) 食品製造業者等と農林漁業者等が安定的な取引関係を構築し、その必要な農林漁業施設の整備等を

図るための資金を農林漁業金融公庫から融資した。

- (e) 乳業施設を改善する乳業者に農林漁業金融公庫等から融資した。
- (f) 木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、「林業・木材産業改善資金助成法」に基づき、林業・木材産業の経営改善等を実施するために必要な資金を融資した。
- (g) 水産加工業を取り巻く情勢の変化に対応して、周辺資源利用の維持向上及び水産加工業の体質強化を推進するため、水産加工資金及び水産加工経営改善促進資金による融資を行った。

(イ) 食料、木材の流通の合理化

- (A) (財)食品流通構造改善促進機構を通じ、中小食品販売業者等が、食品に対する消費者のニーズの多様化に対応した経営改善を図るため、必要となる知識、技術等の教育、指導、普及を実施するとともに、地域においてその機能を適切に果たすため、人材育成マスター評価システムの開発等を支援した（予算額 80 百万円）。
- (B) 食品販売業者等が、多様な食品やその実践的情報（産地、旬、調理方法等）を提供するなどの役割を、的確かつ効率的に果たすための、新たなビジネスモデル（業態・経営革新の仕組み）の開発により経営活性化を図るための取組を支援した（予算額 70 百万円）。
- (C) 食品販売業者等に対し、国民生活金融公庫から生鮮食料品等小売業近代化貸付を行うとともに、食品流通構造改善貸付制度により、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫から融資を行った。
- (D) 乳製品工場の再編・合理化を促進するとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して助成（交付金額 1,000 百万円（この他、農畜産業振興機構充当金を活用））するほか、乳業施設における衛生管理体制の徹底の確保を図った。
- (E) 木材産業の健全な発展を図るため、品質・性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給する流通・加工施設の拠点設備や乾燥材供給体制の整備、リースによる機械整備の導入等を促進するとともに、地域材を大規模需要者等へ安定的に供給する新たな

流通・加工システムの構築を図った（予算額 3,350 百万円の内数）。

(7) 中小運輸業対策

(ア) 運輸業における中小企業対策の概要

2004 年度においては、景気は回復に向かって底堅く推移しているものの、依然として厳しい経済状況にあることには変わらない。こうした中で、運輸関係中小企業者に対しては経営基盤の強化を図るため、信用補完制度・融資制度の拡充等による支援措置を講じた。

(イ) 経営革新対策及び近代化・構造改善対策

「中小企業経営革新支援法」に基づく中小造船業及び舶用工業の業種指定を受け、当該業界団体が策定した経営基盤強化計画（5 か年）を推進するとともに、経営革新について指導・推進した。

また、自動車分解整備業について近代化・構造改善を指導・推進した。

(ウ) 雇用対策

雇用調整を行う事業や新規・成長分野及び経営革新における雇用創出に対する助成措置を講ずるとともに、国、地方公共団体における臨時の雇用創出の措置について拡充策を講じた。

(エ) 物流効率化対策

「中小企業流通業務効率化促進法」に基づき、中小トラック事業者等による共同配送施設の整備等の流通業務効率化事業を推進した。

(オ) 地域中小企業対策

「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき、造船業を中心とした地域に集積する造船関連業の高度化、活性化を支援した。

(カ) 業種別対策

(A) 倉庫業

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設の近代化及び物流機能の高度化、倉庫の集団化事業を推進した。

(B) 自動車分解整備事業

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行った。

(C) 内航海運業

内航海運暫定措置事業におけるシンデレラ・プロジェクト（非効率的な老朽船の代替建造促進のため、船齢 2003 年を超える船舶は 2003 年 4 月以降解撤等交付金の対象としないこと）の実施に伴い、交付金申請が急増した結果、大量の未交付交付金が発生したことに対応し、同事業に要する資金について政府保証枠の拡充を行い、同事業の円滑な実施を図った（政府保証 53,000 百万円）。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用し、海上物流の高度化に資する船舶（物流高度化船）の建造を促進することにより、内航海運の活性化を図った（政府補給金 186 百万円）。

(D) 港湾運送事業

物流センター等の整備、港湾運送用荷役機械の整備、物流情報システムの開発・整備、港湾運送事業者の経営基盤強化、ターミナルオペレーター事業に対して、(財)港湾近代化促進協議会による融資等の支援措置を講じた。

(E) 中小造船業・舶用工業

中小造船業及び舶用工業の経営基盤の強化に向けた事業者の取組を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づき当該業界の業界団体が策定した経営基盤強化計画にしたがって事業者が実施する事業に対し、税制・金融等の所要の措置を講じた。また、あわせて、信用補完措置の強化、雇用の安定のための対策等、経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組んだ。

(8) 中小建設業対策

(ア) 人材確保・育成

優れた建設技能労働者を対象に優秀施工者国土交通大臣顕彰を実施するとともに、財団法人建設業振興基金による人材の確保・育成のための施策を実施した。

(イ) 組織化・共同化

中小建設業者の事業協同組合等による組織化を進めるとともに、その共同事業の合理的な運営の指導に努めた。

(ウ) 経営革新・合理化

(A) 「中小企業経営革新支援法」等の支援施策の活用促進を図り、中小建設業者の経営革新への取組を推進するため指導及び情報提供を行った。

(B) 建設業における独自の簿記会計知識の普及と会計

処理能力の向上を図り経営の合理化、近代化を推進するため、財団法人建設業振興基金において建設業経理事務士検定試験等を実施した。

(C) 1990年9月に策定された「業種別経営改善指針作成要領」の周知を図り、財団法人建設業振興基金による助成など、業界団体による自主的な経営改善への取組を支援、指導した。

(D) 中小建設業者の経営基盤強化のため、財団法人建設業振興基金が、建設業経営者研修事業等を行った。

(エ) 金融の円滑化

政府系金融機関による融資、前払金保証事業会社による預託融資などの活用を促るとともに、中小・中堅建設業者の資金繰り悪化及び連鎖倒産防止の観点から、下請セーフティネット債務保証事業の更なる普及促進を図った。

(オ) 調査・研究

財団法人建設経済研究所及び(財)建設業振興基金において、建設産業をめぐる問題について調査・研究を行った。

(カ) 建設生産システムの合理化

「建設産業における生産システム合理化指針」の一層の周知徹底を図るとともに、中央建設生産システム合理化推進協議会において設置された基本政策専門委員会において、多様化した現在の生産システムについて積極的に合理化の検討を行った。

(キ) 地域の中小住宅生産者の近代化

地域の中小住宅生産者の近代化を進めるため、住宅産業構造改革等推進事業を推進し、経営指導、設計・積算の情報化、技能者育成のための支援等を行った。

特に、伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化を推進するため、後継技能者の育成等に対し補助を行った。

(9) 中小不動産業対策

(ア) 不動産流通市場の整備

中小不動産業者の協業化を推進し、不動産流通市場の整備を図るため、指定流通機構の機能を充実し、その活用を進めた。

また、指定流通機構制度について、中小不動産業者だけではなく、消費者の関心をも高め、指定流通機構制度に対する消費者の信頼を得ることも必要であり、同制度の普及を行った。

(イ) 中小不動産業者に対する金融措置

政府系中小企業金融機関による中小不動産業者に対する設備資金等の貸付、並びに財団法人不動産流通近代化センターによる共同施設資金等、事業者団体等の協業化のための資金等についての債務保証及び利子補給を行った。

14. 2. エネルギー・環境問題への対応

(1) 中小企業のエネルギー使用合理化の支援

(ア) エネルギー使用合理化等技術改善費補助金（課題対応技術革新促進事業）

関係省庁が連携し、中小・ベンチャー企業に対し、経済・社会ニーズに即応した、石油代替エネルギー技術及びエネルギー使用合理化技術に関する技術開発課題を提示し、公募を行い、優れた提案について、中小企業基盤整備機構から研究開発を委託した（予算額 400 百万円）。

(イ) エネルギー使用合理化等技術改善費補助金（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）

エネルギー使用合理化に資する中小企業の優れた技術シーズの事業化による創業、新事業展開を促進するため、中小企業等が行う実用化研究開発に要する経費又は事業化活動に要する技術評価、知的財産取得等の経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施した（予算額 600 百万円）。

(ウ) エネルギー使用合理化物流効率化対策事業等

(5. 2. 再掲（予算額 370 百万円）)

(2) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業の推進

中小企業基盤整備機構が、中小企業の環境・安全（循環型社会対応情報提供事業、化学物質管理対応情報提供事業、環境監査・管理対応情報提供事業）等に関する講習会等の情報提供を都道府県等中小企業支援センターと連携して実施するとともに、中小企業の様々な業種・企業を対象に、環境管理手法を活用して、生産プロセスの現状診断を行った。診断結果を利用した原材料の利用効率向上や廃棄物発生抑制等、改善策の策定と効果の予測等を行うモデル事業を実施し、環境に配慮した経営システムの普及を図った（予算額 213 百万円（中小機構運営費交付金を含む））。

14. 3. 人権啓発の推進

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の涵養を図るため、都道府県等に委託をして人権啓発のための事業（講演会等）を実施した。

14. 4. 沖縄の中小企業対策

沖縄の中小企業対策については、沖縄振興開発金融公庫の貸付枠について中小企業等資金貸付規模 700 億円を確保するとともに、特別貸付制度の拡充、貸付条件の改善等を実施した。

15. 調査・広報の推進

15. 1. 調査

工業統計表、日銀企業物価指数、貿易統計を企業規模別に再編加工し、規模別製造工業生産・出荷・在庫指数、規模別企業物価指数等の作成や中小企業性製品輸出入額等の算定を行った。さらに、次の各種調査等を実施した。

- ・中小企業の経営・財務情報等を把握するための「中小企業実態基本調査」の開始
- ・中小企業の設備投資動向、倒産、中小企業の人材活用、中小企業の金融環境等に関する調査等
- ・製造業等規模別産業連関表の作成等
- ・中小企業政策に対する評価に係る調査等

15. 2. 施策の広報

(1) テレビ、インターネット等を媒体とする施策の広報

全国各地の元気な中小企業を訪ね、経営の秘訣や成功のポイント等を分かりやすく紹介するとともに、中小企業に役立つ最新の施策情報をピックアップして紹介するテレビ番組を制作・放映した。

また、中小企業施策の利用者に対する中小企業施策の認知度向上を図るため、テレビスポットCMを制作・放映した。

さらに、中小企業支援機関との連携の下、中小企業者や創業予定者等に対し、最新の中小企業施策情報をメールマガジン（e－中小企業ネットマガジン）により直接発信するとともに、「中小企業庁ホームページ」による中小企業施策情報の紹介や、中小企業者等からの経営相談や施策に対する意見・提言を受け付ける「e－中小企業庁＆ネットワーク事業」を推進した。

(2) 印刷物による施策の広報

中小企業施策の普及を図りその活用を推進するため、中小企業施策のポイントをコンパクトにまとめた「施策利用ガイドブック」及び利用頻度の高い施策をまとめた「リーフレット」を作成し、地方公共団体・中小企業関係機関等を通じて、広く中小企業者に配布した。

また、2004 年度に講じる中小企業施策を網羅した解説書として「中小企業施策総覧」を作成し、地方公共団体・中小企業支援機関等に配布した。

(3) 「一日中小企業庁」の開催

中小企業施策に対する要望・意見等を聴取し、今後の施策に反映させ、その充実に図るため、「一日中小企業庁」を 2004 年 9 月青森県青森市において開催した。